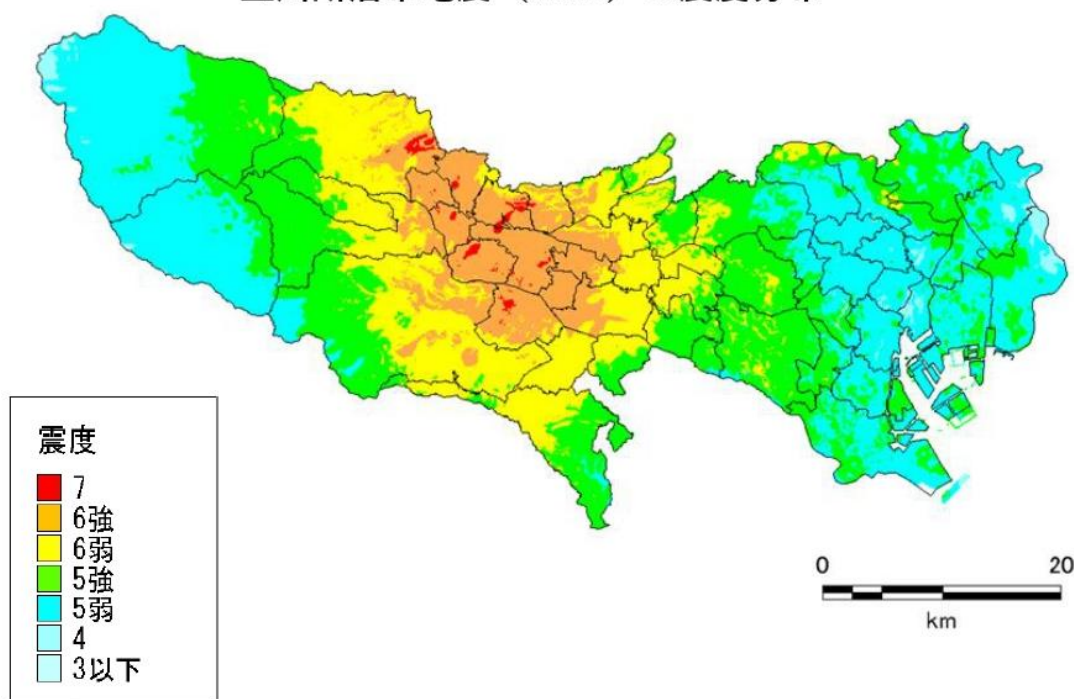


国分寺市地域防災計画

令和6年 12 月修正

<概要版>

立川断層帯地震（M7.4）の震度分布



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月） 立川断層帯地震

国分寺市地域防災計画 概要版

目 次

国分寺市の防災対策の概要

		地域防災計画(本編)該当箇所
1 国分寺市地域防災計画とは	P 1	第1部 第1章
2 被害想定と減災目標	P 6	第1部 第4章・第5章

地震災害発生時の応急対策活動

		地域防災計画該当箇所
1 活動体制	P 9	第2部 第3章 第1節 第3部 第1章
2 施設の活用	P14	第3部 第1章
3 情報連絡体制	P18	第2部 第3章 第3部 第2章
4 相互応援協力	P19	第2部 第3章 第3部 第3章
5 交通規制、緊急輸送	P20	第2部 第3章 第3部 第4章・第5章
6 救助救急対策、医療救護・保健衛生対策	P22	第2部 第3章 第3部 第7章・第8章
7 避難者対策（要配慮者対策を含む）	P24	第2部 第3章 第3部 第9章・第10章
8 水と食料等の確保	P30	第2部 第3章 第3部 第11章
9 帰宅困難者対策	P35	第2部 第3章 第3部 第12章
10 ごみ・災害廃棄物・し尿処理対策	P37	第2部 第3章 第3部 第13章
11 応急生活対策	P38	第2部 第3章 第3部 第16章

風水害の応急対策活動

		地域防災計画該当箇所
1 活動体制	P40	第6部 第1章
2 施設の活用	P42	第6部 第1章
3 避難	P43	第6部 第4章

大規模事故等対策計画

		地域防災計画該当箇所
1 総則	P46	第7部 第1章・第3～12章
2 富士山降灰対策	P49	第7部 第12章



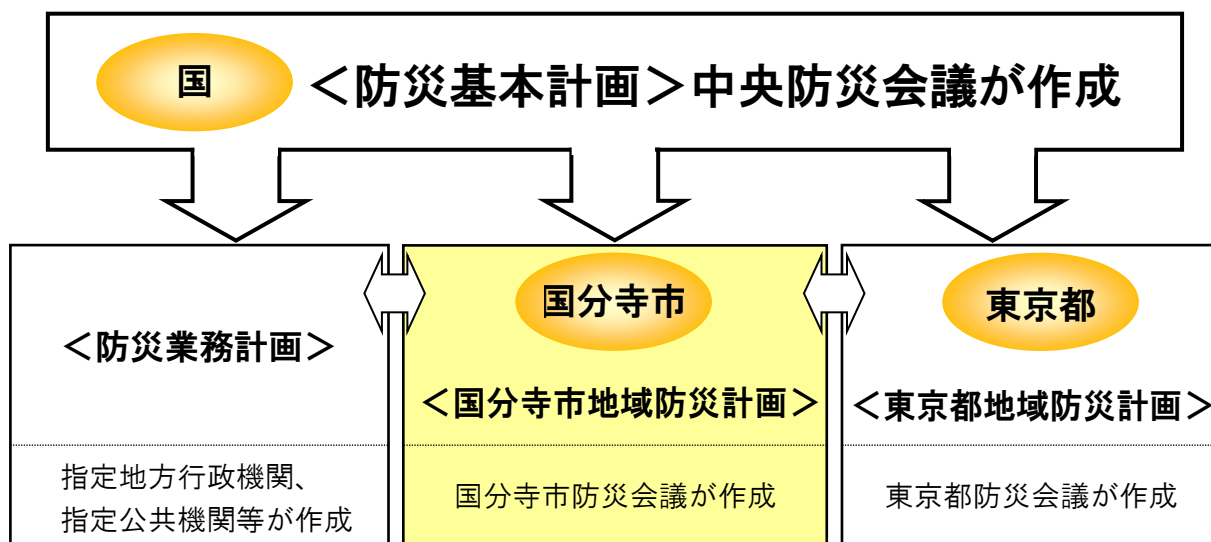
国分寺市の防災対策の概要

1 国分寺市地域防災計画とは

◆ 地域防災計画は防災基本計画に基づいて定められています。

国分寺市地域防災計画は、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的に、災害に係る事務や業務を総合的にまとめたものです。

これは、国の中央防災会議が作成した防災基本計画に基づき、国分寺市防災会議が作成したものであり、指定地方行政機関や指定公共機関等が作成する防災業務計画及び東京都防災会議が作成する東京都地域防災計画と整合を図り、一体的に活動する計画です。



◆ 地域防災計画は市、市民、企業等の役割と連携を明らかにした計画です。

防災活動や災害時の活動は、行政だけで出来るものではなく、市民や企業の主体的な取り組みも必要です。さらに互いが連携することでより効果的な防災活動を実施することが可能となります。



◆ 地域防災計画の構成



国分寺市地域防災計画は以下の7部で構成されています。

構成	概要
第1部 総則	計画の方針、被害想定等が記載されています。
第2部 災害予防計画	災害が発生する前に行うべき内容が記載されています。 (例)市民と地域の防災力向上、災害に強い都市づくり、応急対策への事前の備え 等
第3部 地震災害応急復旧対策計画	地震災害が発生した際の対策内容が記載されています。 (例)避難者対策、医療救護対策、要配慮者対策、帰宅困難者対策 等
第4部 災害復興計画	災害からの復興に関する対策内容が記載されています。
第5部 東海地震対策計画	東海地震の注意情報や警戒宣言が発令される場合の対策内容が記載されています。
第6部 風水害応急対策計画	風水害が発生した際の対策内容が記載されています。
第7部 大規模事故等対策計画	大規模事故やライフライン被害が発生した際の対策内容が記載されています。 (例)航空機事故、鉄道事故、大規模停電、富士山降灰対策 等

◆ 令和6年12月修正の概要

1 主な修正内容

(1)国分寺市役所の新庁舎移転に伴う各種見直し

令和7年1月に新庁舎に移転することを踏まえて、新庁舎において有効に災害活動ができるよう、災害対策本部体制等を見直しました。

(2)東京都地域防災計画震災編(令和5年度修正)

令和5年度に見直された東京都地域防災計画の内容と整合させるよう、内容を修正しました。

(3)関係各指針、ガイドライン等に基づき情報を更新

災害時医療救護活動ガイドラインなど、防災関連の各種計画、指針、ガイドラインの内容を確認し、必要箇所の修正を行いました。

2 主な修正事項

構成	主な修正事項
第1部 総則	
第2章 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業者の責務	第2節 市民・事業者の責務 ➤ 国分寺市民防災推進委員の発災時の活動内容(※)を記載。 ※地域の団体(防災まちづくり推進地区、自治会・町内会等)に加入している場合は当該組織における活動を優先し、加入していない場合であっても、地域の団体の活動に協力する。また、地域の被災程度が軽かった場合など、余力ある場合は自身の防災に関する知識や技能を活かし、行政機関が実施する災害対応に協力する。
第2部 災害予防計画	
第1章 市民と地域の防災力向上	第1節 災害に強い人づくり、第2節 防災組織づくり ➤ 市民意識調査結果を踏まえて、物資の備蓄状況や防災対策の状況、災害時に助け合うコミュニティ等の対策を追加。 第3節 防災訓練の充実 ➤ より実効性の高い訓練とするため、応急対策のテーマ別に「部門別訓練」の実施内容を追加。

構成	主な修正事項
第2章 災害に強い都市づくり	第9節 マンション防災の推進 ➤ マンション防災に関する節を新設し、都が実施主体として実施する、エレベーター使用不能への備えの周知やマンション居住者を含めた地域の自助・共助の体制構築、「東京とどまるマンション」制度の周知等について、市として調整・支援する内容を記載。
第3章 応急対策への備え	第2節 受援力の強化 ➤ 「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(内閣府防災)」を踏まえて、受援体制の必要性和事前準備について記載。 第5節 救急救護体制等の整備 ➤ 「災害時医療救護活動ガイドライン(東京都)」、「東京都地域防災計画震災編(東京都)」と整合を図る修正。 第6節 避難対策 ➤ 避難所の運営にあたって、女性や子どもの安全確保や要配慮者への理解推進について記載。 ➤ 在宅避難の推進について記載、車中泊の抑制について都と連携した周知について記載。 ➤ 動物避難所の運営に係るスターターキットの作成検討について記載。 第8節 応急物資等の供給体制の整備 ➤ 「物資調達・輸送調整等システム」やその他のデジタルツールを活用した応急物資等の供給について記載。
第3部 地震災害応急復旧対策計画	
第1章 活動体制	第1節 災害対策本部等の組織・運営 ➤ 新庁舎移転を踏まえて班体制を見直し。 第3節 職員の活動体制 ➤ 新たな班体制を踏まえて、勤務時間外の体制を見直し。
第8章 医療救護・保健衛生対策	➤ 「災害時医療救護活動ガイドライン(東京都)」、「東京都地域防災計画震災編」と整合を図る修正。 第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等 ➤ これまで別章で整理していた遺体の取扱いについて、「東京都地域防災計画震災編」と整合を図り再編

構成	主な修正事項
第9章 避難者対策	第3節 避難所の開設・運営 ➤ 避難所運営について、これまでの初動要員中心から避難者主体の体制への見直し。 ➤ 避難所内の防犯対策について記載。 ➤ 性的マイノリティを含めた多様性への配慮について記載。
第 13 章 ごみ・災害廃棄物・し尿処理対策	➤ 「国分寺市災害廃棄物処理計画(国分寺市)」と表現を統一する修正。 ➤ 東京都の災害廃棄物処理対策の取組み及び、災害廃棄物処理支援ネットワーク等の国の取組みの記載。
第 16 章 応急生活対策	第2節 マンション防災 ➤ マンション防災に関する節を新設し、近隣での助け合いやマンション管理組合等により居住者の安否確認、マンションの復旧に向けた手配等を記載。 第 11 節 被災者の生活支援 ➤ 避難所避難者、在宅避難者等の全避難者を対象とした被災者生活実態調査(被災者センサス)の実施について追加。
第5部 東海地震対策計画	
第1章 策定の主旨	➤ 南海トラフ沿いで、異常な現象が発生した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されることを追加。
第7章 南海トラフ地震臨時情報への対応	➤ 南海トラフ地震に関する情報と被害想定、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の市の体制を記載。
第6部 風水害対策計画	
第1章 応急活動体制	第3節 警戒本部、第4節 警戒本部及び災害対策本部等の職員配備基準 ➤ 新庁舎移転を踏まえて、第3部 地震災害応急復旧対策計画に合わせた班体制の見直し。
第7部 大規模事故等対策計画	
第 12 章 富士山噴火等降灰対策	➤ 火山災害のうち富士山噴火による降灰の影響を受けることを踏まえ、富士山噴火等降灰対策に関する章を新設し、噴火による被害の想定や、情報の収集及び伝達の流れや降灰対策を記載。

2 被害想定と減災目標

◆ 被害想定

東京都は、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を10年振りに見直し、発表しました。

被害想定は4つのタイプの地震「都心南部直下地震」「多摩東部直下地震」「大正関東地震」「立川断層帯地震」を挙げ、それぞれの地震について発生する時間帯（「冬の早朝」「冬の昼」「冬の夕方」）や発生時の風速（「4m/秒」「8m/秒」）の条件を設定し、どのような被害が想定されるのかを算出しています。

国分寺市地域防災計画修正にあたり、東京都が発表した最新の被害想定のうち、本市に最も大きな被害をもたらすと想定された「立川断層帯地震 冬の夕方 風速8m/秒」を基本とし、発生する時間帯によってより高い被害数値が出た箇所については、より大きな値を参考に対策を検討することとします。

<想定地震>

地震の種類	立川断層帯地震	風速	8m/秒	
地震の規模	M7.4	震度別面積率	震度6弱	16.6%
発生時間	冬の夕方		震度6強	83.4%

<被害想定>

○ 人的被害

		死者数	負傷者数
合計		104人	1,420人
原因別	ゆれ建物被害	30人	615人
	屋内収容物	3人	58人
	急傾斜地崩壊	0人	0人
	火災	55人	207人
	ブロック塀等	16人	538人
	屋外落下物	0人	1人

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合があります。

○ 避難者

避難者数(合計)	26,738 人(※1)
うち避難所避難者数	17,825 人(※1)
うち避難所外避難者数	8,913 人(※1)
徒歩帰宅困難者数	11,318 人(※2)

※1 最大となる発災4日～1週間後を採用しています。

※2 最大数値である昼 12 時のケースを採用しています。

○ 建物被害

建物全壊	869 棟
建物半壊	2,086 棟
出火件数	9件
焼失棟数	2,702 棟



○ ライフライン被害

電力	停電率	13.6%
通信	不通率	8.6%
上水道	断水率	23.1%
下水道	管きよ被害率	3.6%
ガス	低圧ガス供給停止率	60.7%



○ その他

閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	126 台
震災廃棄物	30 万トン

◆ 減災目標

1 死者の半減

(1)住宅の倒壊等による死者の半減

【目標】	立川断層帯地震M7.4、夕方、風速8m/秒のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒及びブロック塀等の倒壊を原因とする死者 49 人をおおむね半減にする。
【対策】	建物の耐震化促進、家具類の転倒防止対策の推進、ブロック塀等の安全化、救出・救護体制の強化

(2)火災による死者の半減

【目標】	立川断層帯地震M7.4、夕方、風速8m/秒のケースで、火災を原因とする死者 55 人をおおむね半減にする。
【対策】	火災に強いまちづくりの推進、消防力の充実・強化、市民や事業所の火災対応力の強化、救出・救護体制の強化

2 避難者の減

(1)住宅の倒壊や火災による避難者の半減

【目標】	立川断層帯地震M7.4、夕方、風速8m/秒のケースにおける避難人口 26,738 人のうち、住宅倒壊や火災による避難人口は 18,540 人である。人数をおおむね半減の 9,270 人にする。
【対策】	建物の耐震化、火災に強いまちづくりの推進 消防力の充実・強化、市民や事業所の火災対応力の強化

(2)ライフライン被害等による避難者の半減

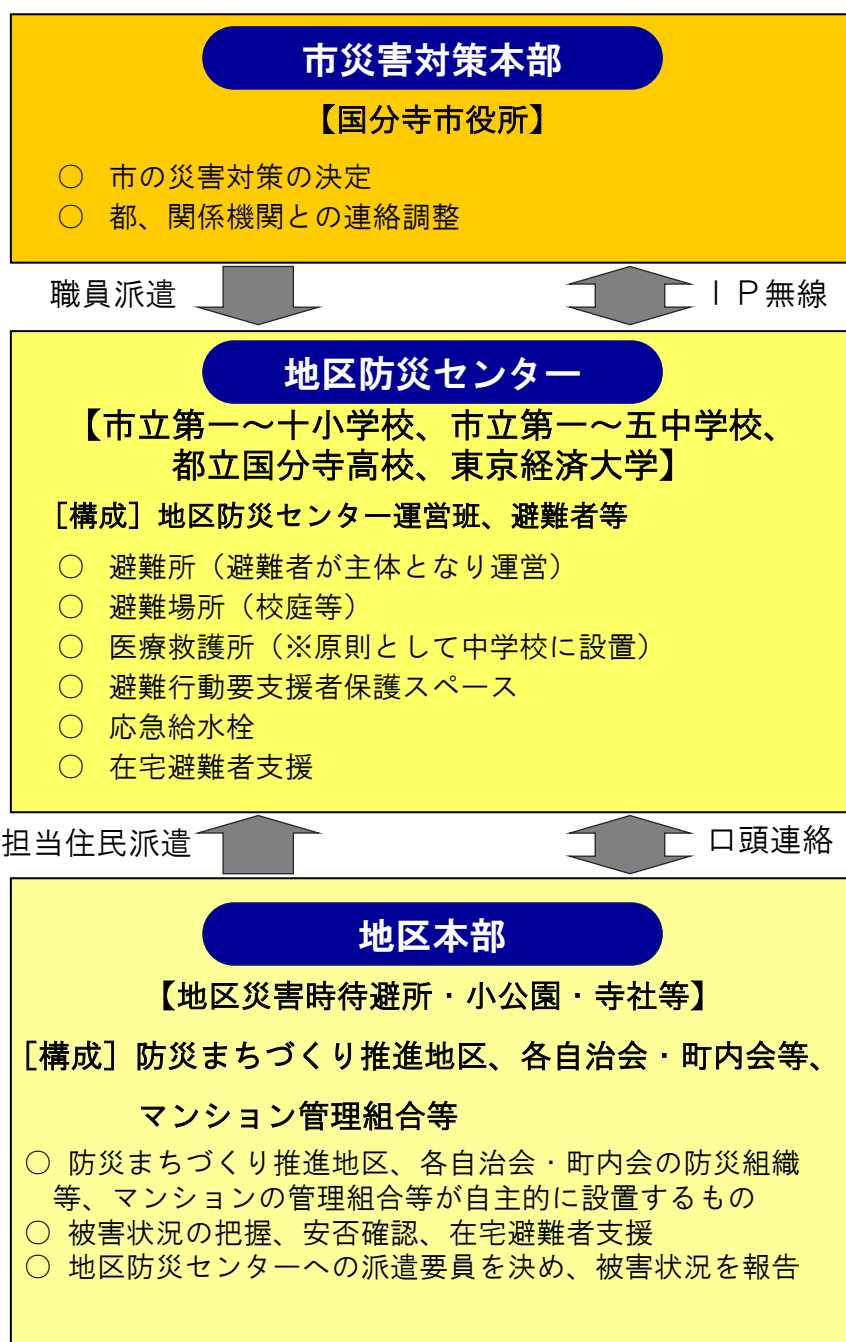
【目標】	立川断層帯地震M7.4、夕方、風速8m/秒のケースにおける避難人口 26,738 人のうち、建物被害は免れたがライフライン被害及びエレベーター被害を受けたために発生する避難人口は 8,198 人である。この人数をおおむね半減の 4,099 人にする。
【対策】	ライフライン応急復旧の迅速化 応急危険度判定員の確保及び協議会開催等の連絡体制づくり、ライフライン施設の耐震化促進、ライフライン復旧の広域応援受入拠点の確保と応急復旧の迅速化、エレベーターの早期復旧、各家庭における食料・資器材備蓄の啓発、在宅避難者用食料・物資の備蓄の充実

地震災害発生時の応急対策活動

1 活動体制

◆ 三層の活動体制

大地震に対して、市と市民が連携して組織的に対処し、情報伝達や物資の提供などを効率よく実施することを目的として、震度5弱以上の地震が発生した場合には、三層の活動体制を確立し、市民との連携による応急対策活動を行います。



◆ 事前の取り組み・対策

1 災害対策本部

- 職員の参集状況や発災の時期、発災からの経過時期等、様々な条件下での災害対策本部設置及び運営訓練の実施
- 応急対策別の「部門別訓練」の実施
- 定期的な職員安否確認訓練の実施
- 勤務時間外の地震発生に対応した職員参集訓練の実施
- 災害発生後の時間経過に伴い変化する優先業務の時系列整理
- 自宅等からの参集時の持ち物や参集基準、参集場所を明記する「職員防災ハンドブック」作成の検討

2 地区防災センター

- 避難所の開設と運営を職員と避難者が協力して実施するためのアクションカードの避難所開設編の作成
- アクションカードを活用した地区防災センター運営班と地域住民による合同訓練の実施
- HUG(避難所運営ゲーム)を用いた避難所運営訓練の実施
- 地区防災センターごとに周辺自治会・町内会等や防災推進委員、学校教員、PTA、地区防災センター運営班等で構成する「地区防災センター協力会」を立ち上げ、地区防災センターの運営課題を事前に協議
- 地区防災センター運営マニュアルの適宜改訂

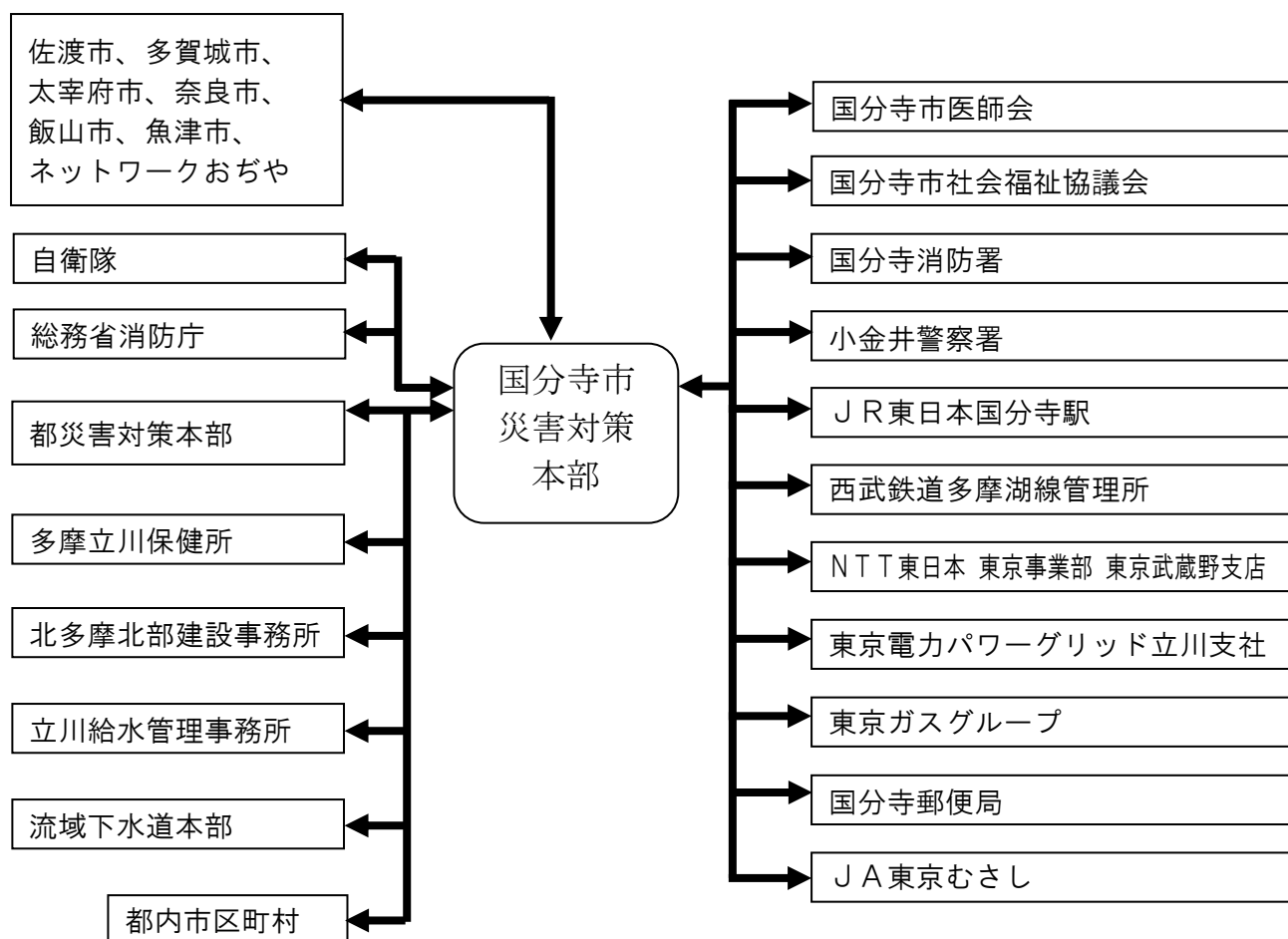
3 地区本部

- 地区本部運営マニュアルの作成
- 防災まちづくり推進地区が作成する地区防災計画の改訂支援
- 防災まちづくり推進地区以外の自治会・町内会等に対する地区本部設置の働きかけ
- 自治会・町内会等がない地域に対し、防災推進委員と連携した地区本部の設置に向けた出前講座の実施
- マンション管理組合に対する地区本部設置の働きかけ
- 地区本部運営訓練の実施
- 地区本部の運営に必須となる資機材の貸与の検討



◆ 地震発生時の体制

震度5弱以上の地震が発生したときは、国分寺市は災害対策本部を設置し、関係機関と連携し、応急対策活動を進めます。



※ 帰宅困難者等に関する鉄道会社各駅（JR 国分寺駅、西国分寺駅、国立駅、西武国分寺駅、恋ヶ窪駅）との連絡については、JR 国分寺駅が拠点となり市本部と連絡をとる。



◆ 職員の活動体制

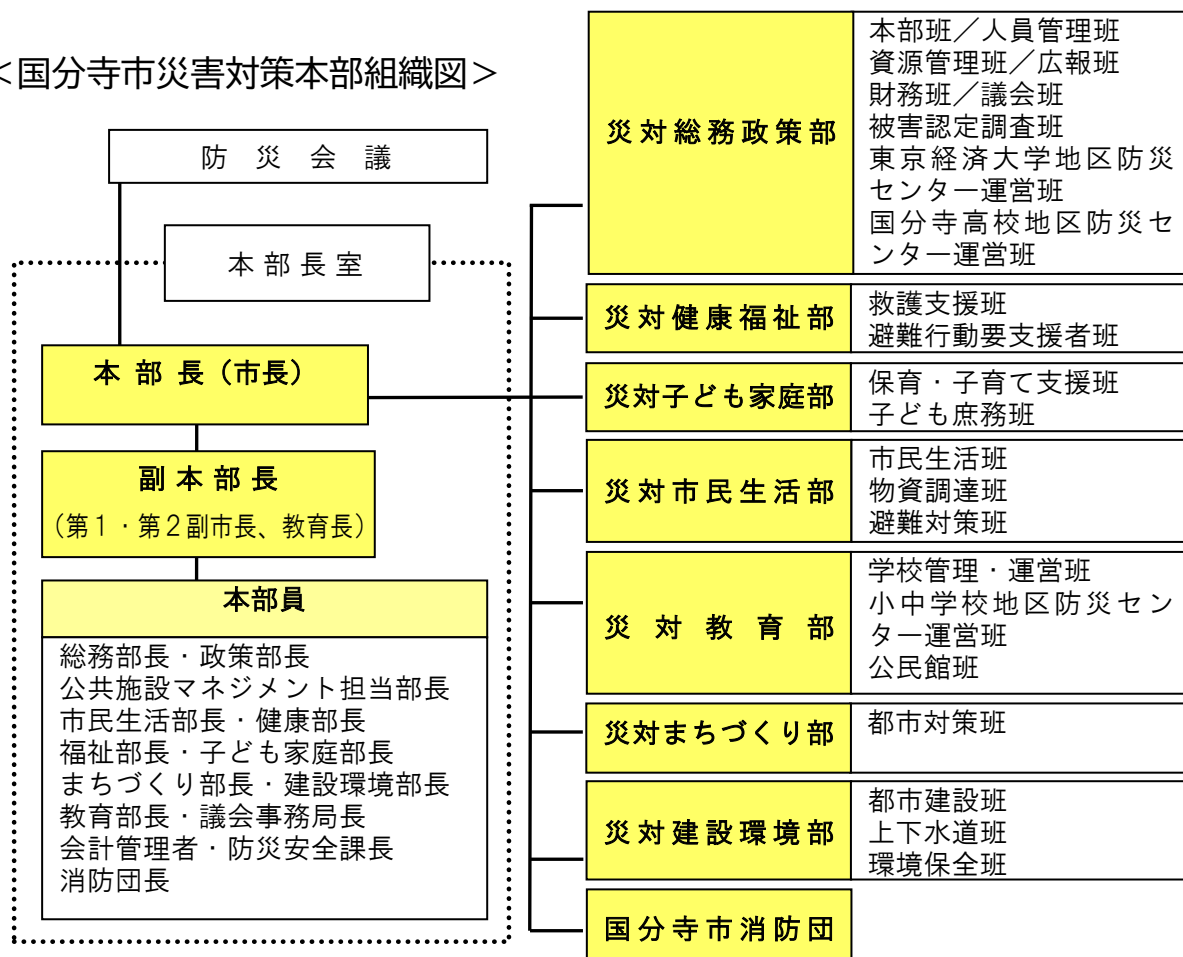
国分寺市内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、国分寺市災害対策本部を設置し、全職員（正規職員、月額会計年度任用職員、再任用職員）を配置する非常配備態勢をとります。

<災害時の配備態勢>

	態勢 名称	時 期	主な活動	
			勤務時間内	勤務時間外
通常体制	警戒配備態勢	市内において震度4の地震が発生した場合	○ 情報収集 ○ 被害抑止の準備	○ 情報収集 ○ 関係機関との連絡 ○ 被害が発生した場合は関係各班に連絡
災害対策本部設置	非常配備態勢	市内において震度5弱以上の地震が発生した場合	○ 各班は体制をとり、本部長の指示により活動	○ 発災後おおむね1日は「専門的業務」は班体制で活動し、専門的業務以外は発災時の状況により優先順位の高い業務を実施 ○ 発災後おおむね1日経過より順次班体制に移行し、災害応急対策全ての活動を実施

※本計画における勤務時間内とは、平日午前8時30分から午後5時15分とし、それ以外の時間を勤務時間外とする。

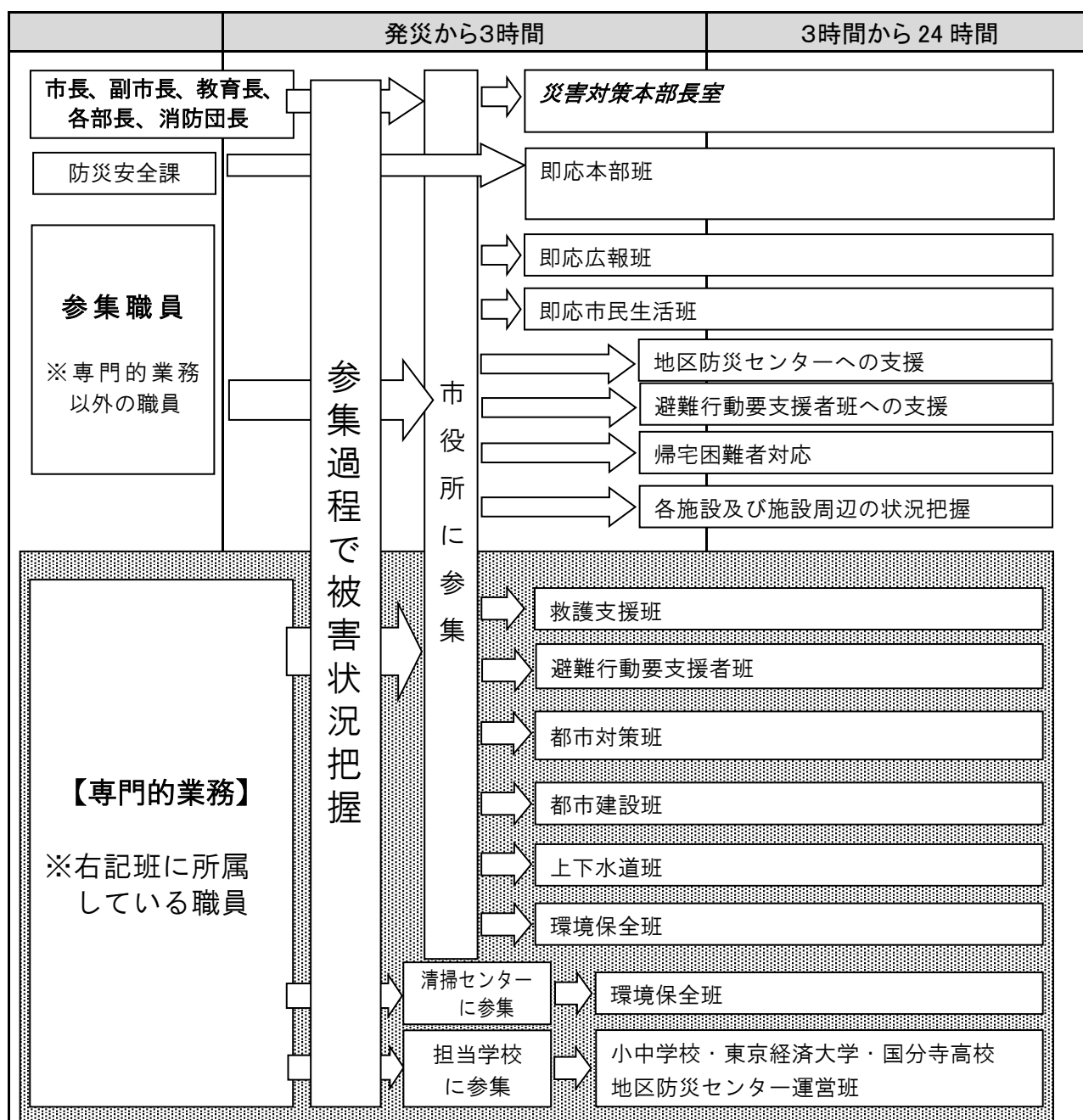
<国分寺市災害対策本部組織図>



<勤務時間外の体制>

勤務時間外に地震が発生すると、職員は参集に時間を要することから、勤務時間内と同様の体制を早期に確立することは困難であるため、勤務時間外の地震の発生に対しては、専門的業務とそれ以外の業務に二分して対処します。

専門的業務に属する班は各班で体制を確立して活動し、専門的業務以外は、職員の参集順に、即応本部班、即応広報班、即応市民生活班に職員を割り振り、本部体制を確立します。その後、地震が発生した時点での優先業務を決定し、参集職員を順次割当てます。概ね 24 時間経過後から、順次班体制に移行し、全ての災害対応業務を行います。



2 施設の活用

大地震発生時には、公共施設等を災害対策のために活用します。

<避難場所>

災害発生時の活用	内容	施設名
地区災害時待避所	災害発生直後、生命及び身体の安全を確保するために、緊急的に避難する場所。また、自治会・町内会等が住民の安否確認等の活動をするために活用する場所。	防災協力農地、自治会・町内会等が設定した場所
避難場所	被災地に避難指示等が出された場合に、被災地から避難する場所。	市立小中学校校庭、都立国分寺高校校庭、東京経済大学構内
広域避難場所	避難場所が危険な場合に、避難場所から集団で避難する場所。	けやき公園・都立小平南高校一帯 史跡国分寺僧寺跡一帯 情報通信研究機構・東京学芸大学一帯 都立武蔵国分寺公園 小平市中央公園(小平市)
緊急避難場所	国分寺駅、西国分寺駅の乗降客等が避難する場所。	都立殿ヶ戸庭園西側公園 早稲田実業学校 泉町多喜窪公園

<避難所>

地区防災センター、要配慮者保護スペース			
市立第一小学校	市立第六小学校	市立第一中学校	都立国分寺高校
市立第二小学校	市立第七小学校	市立第二中学校	東京経済大学
市立第三小学校	市立第八小学校	市立第三中学校	
市立第四小学校	市立第九小学校	市立第四中学校	
市立第五小学校	市立第十小学校	市立第五中学校	

<二次避難所>

地区防災センターの避難所で生活が困難な要配慮者に対しては、地域センター、福祉施設、図書館・公民館、市立保育園等に二次避難所を開設し誘導します。

施設名		
本多公民館・図書館	恋ヶ窪公民館・図書館	光公民館・図書館
もとまち公民館・図書館	並木公民館・図書館	西町プラザ
内藤地域センター	北町地域センター	(にしまち児童館を除く)
本町・南町地域センター	北の原地域センター	もとまちプラザ
いずみホール	ひかりプラザ	さわやかプラザもとまち
福祉センター・生きがいセンターとくら	室内プール・生きがいセンターこいがくぼ	障害者センター
こくぶんじ保育園	ひかり保育園	いきいきセンター
		恋ヶ窪保育園

<福祉避難所>

福祉避難所は、市と福祉施設を運営する法人等による協定に基づき、市からの要請に伴い設置する避難所です。

私立保育園は原則として0～3歳未満の乳幼児とその家族を、障害者施設は障害の種類に応じた被災障害者と介護者を、高齢者施設は被災高齢者と介護者を対象として受入れを行います。

さらに、NPO法人国分寺ハンディキャップ運営委員会と協定を締結し、地区防災センター内の避難所から二次避難所・福祉避難所等への移動手段を確保しています。

(1)障害者(児)対象・・・各障害者(児)施設

施設名	所在地	運営主体
ピア国分寺	南町3-4-4	(福)はらからの家福祉会
さつき共同作業所	東元町3-4-19 1階	
希望園	戸倉4-14-7	(福)けやきの杜
ワークセンターさくら	戸倉3-1-1	
地域活動支援センター虹	戸倉4-14	
ともしび工房	西恋ヶ窪4-10-2	(福)ななえの里
Ann Bee	西元町3-6-14	(福)Ann Bee
クラブかたつむり	日吉町4-29-12	(福)東京聴覚障害者福祉事業会
地域デイグループ事業ET教室	東戸倉2-10-34	(福)コロロ学舎
ハッピーテラス国分寺	南町2-17-4-101	(株)クエスト

(2)乳幼児対象・・・各私立保育園

施設名	所在地	運営主体
浴光保育園	東恋ヶ窪4-5-1	(福)浴光会
やなぎ保育園	日吉町1-46-7	(福)日吉会
千春第二保育園	戸倉1-22-2	(福)千春会
国分寺Jキッズステーション	南町3-20-3	(福)桑の実会
西国分寺保育園	西恋ヶ窪2-18-1	(福)国立保育会
まなびの森 ぶんじっこ保育園	本町4-22-9	(株)こどもの森
アスクこくぶんじ南町保育園	南町1-13-9	(株)日本保育サービス
ポッポのもり保育園	西恋ヶ窪 3-5-25	(福)つくしんぼ共同保育会
ポッポのはな保育園	日吉町1-2-14	(福)つくしんぼ共同保育会
まなびの森 保育園ピコ国分寺	南町3-11-7	(福)じろう会
まなびの森 にしこくワンダーランド保育園	西元町2-7-9	(福)じろう会
富士本保育園	富士本2-30-4	(福)国立保育会
ともだちの森保育園	高木町1-22-41	(福)森友会
くるみの木保育園	西町5-8-8	(福)大樹の会
えがおの森保育園	西恋ヶ窪4-17-18	(福)森友会

施設名	所在地	運営主体
こもれびの森保育園	東恋ヶ窪5-8-3	(福)森友会
ひよし保育園	戸倉2-27-6	(福)村山苑
ひだまりの森保育園	富士本1-2-16	(福)森友会
ほんだ保育園	本多3-14-12	(福)菊美会
グローバルキッズ西国分寺園	西恋ヶ窪3-18-5	(株)グローバルキッズ
明国保育園	東恋ヶ窪3-5-7	(福)明王会
ベネッセ国分寺保育園	本多3-1-7	(株)ベネッセスタイルケア
桑の実西国分寺保育園	西恋ヶ窪1-32-15	(福)桑の実会
明美保育園	南町3-28-3	(福)明王会
国分寺エンジェル保育園	東恋ヶ窪4-29-10	(福)勇志会
あそびの森保育園	東恋ヶ窪2-11-1	(福)森友会
あしたの森保育園	本町4-12-6	(福)森友会
しんまち保育園	新町1-7-11	(福)清心福祉会
キッズガーデン国立駅前	光町1-43-17	(株)Kids Smile Project

(3)高齢者対象

施設名	所在地	運営主体
特別養護老人ホーム サンライト	西町1-31-2	(福)浴光会
特別養護老人ホーム かがやき	東恋ヶ窪2-17-2	(福)浴光会
高齢者在宅複合施設 あじさい苑	東恋ヶ窪3-23-8	(福)浴光会
至誠ホーム ミンナ	並木町3-12-2	(福)至誠学舎立川
西恋ヶ窪にんじんホーム	西恋ヶ窪1-50-1	(福)にんじんの会

<補助施設>

補助施設は、地区防災センターの避難所や二次避難所、福祉避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合における受入施設として位置づけるほか、医師の巡回診療や幼児・児童の遊び場所など、被災状況に応じた施設として活用します。

施設名	
第一・第二東元町学童保育所	本多児童館
第一・第二・第三・第四光町学童保育所	いずみ児童館
第一・第二東恋ヶ窪学童保育所	にしまち児童館
第一・第二・第三泉町学童保育所	しんまち児童館
第一・第二・第三日吉町学童保育所	ひかり児童館
第一・第二新町学童保育所	もとまち児童館
第一・第二・第三本多学童保育所	子ども家庭支援センター・生きがいセンター ひかり
西町学童保育所	
西恋ヶ窪学童保育所	児童発達支援センターつくしんぼ
戸倉学童保育所	アクティ・ココブンジ
学童保育所 かがやき	総務省情報通信政策研究所

<生活支援施設>

災害発生時の活用	施設名
給水拠点	国分寺北町給水所
	東恋ヶ窪配水所
避難所応急給水栓	各地区防災センター内
ごみ・災害廃棄物処理	清掃センター
	史跡国分寺僧寺跡一帯
生活物資の集積・輸送拠点	市民スポーツセンター
	市民ひかりスポーツセンター
応急仮設住宅建設候補地	都立武蔵国分寺公園泉地区
	けやき運動場
	窪東公園
	北町公園

<帰宅困難者一時滞在施設>

対象駅	施設名
JR国分寺駅、西武鉄道国分寺駅	本町・南町地域センター
	本多公民館
	cocobunji プラザ
JR西国分寺駅	いずみホール
JR国立駅(北口周辺)	ひかりプラザ 203・204 会議室
西武鉄道恋ヶ窪駅	恋ヶ窪公民館

<救援・救護に関する施設>

発災時の活用	施設名
ボランティア活動拠点施設	市民スポーツセンター
救出・救助部隊の活動拠点	史跡武蔵国分寺跡(尼寺)
	黒鐘公園
ヘリコプター緊急離着陸場	窪東公園
	第四小学校
	第一中・二中・三中・四中・五中学校
一時の遺体収容所(予定)	市民スポーツセンター
	ひかりスポーツセンター

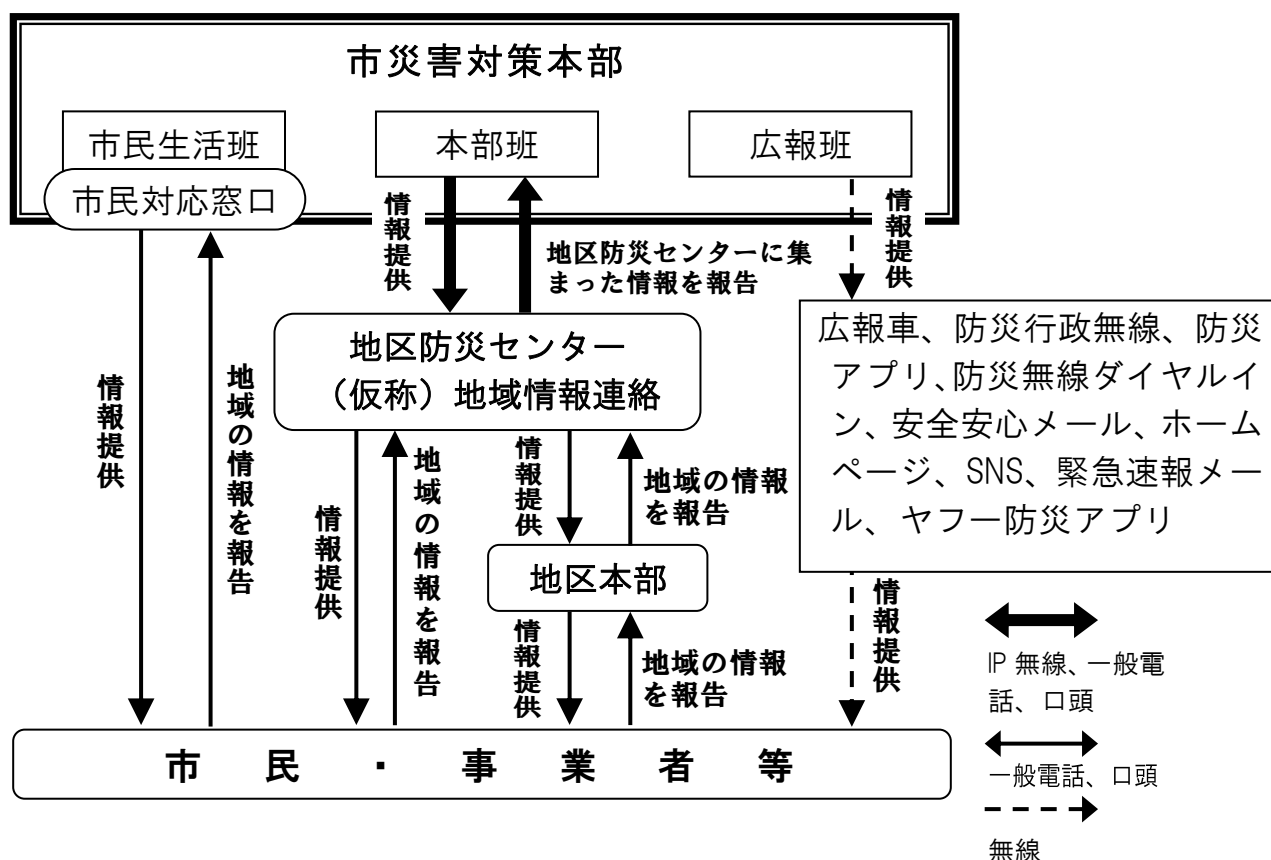
3 情報連絡体制

災害発生時には、通常使用している固定電話や携帯電話は、回線の集中等により関係機関との主要な連絡手段として活用することは難しいため、速やかに IP 無線機が使用できるように準備し、情報連絡体制を確立します。

災害発生直後は市、関係機関及び市民がそれぞれの立場から被災状況等の情報収集活動を展開し、市の被災状況全体を明らかにします。

市災害対策本部で整理した情報を様々な手段で市民に広報します。

◆ 市と市民の連絡体制及び手段



4 相互応援協力

災害発生時には、各防災機関は応急対策を実施しますが、特に被害が広範囲に及んだ場合、市の防災機関のみでは対応が困難なことから都、他市区町村や民間団体等の協力を得て防災対策を行うこととなります。

このため、東京都への応援要請、他市区町村、関係団体との応援、協力及び自衛隊の派遣要請など、迅速な相互協力体制を確立し実施します。

◆ 他自治体との連携

災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、市は他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制を確立しています。

市は、災害時に効果的な支援を受けるために、あらかじめ「支援が必要となる業務の抽出」、「支援自治体との連絡職員の選定」「応援職員の活動場所」等を整理し、支援体制の強化を図ります。

<他自治体との協定>

協定内容	自治体名
避難場所相互利用協定	国立市、小平市、小金井市、立川市
消防相互応援協定	立川市、府中市、国立市、小金井市、小平市
相互応援協定	東京都市町村防災事務連絡協議会（30 市町村）
姉妹都市災害相互応援協定	新潟県佐渡市
災害相互応援協定	宮城県多賀城市
	福岡県太宰府市
	長野県飯山市
	奈良県奈良市
	富山県魚津市
中越大震災ネットワークおぢや(※)	

※中越大震災ネットワークおぢや

新潟県中越地震における災害対応を契機として、災害時における自治体等の災害対応の教訓の共有化を図るとともに、災害発生時における被災市区町村の災害対応業務支援のための情報提供と経験職員等派遣の調整を行うことを目的としたネットワークです。90自治体(令和6年4月現在)が加入しています。



5 交通規制、緊急輸送対策

地震による被害が重大であった場合、交通の混乱を引き起こす可能性があります。東日本大震災では都内でも道路渋滞が発生し、緊急車両の通行の妨げとなりました。そのため、交通秩序の維持に万全を期する活動を行います。

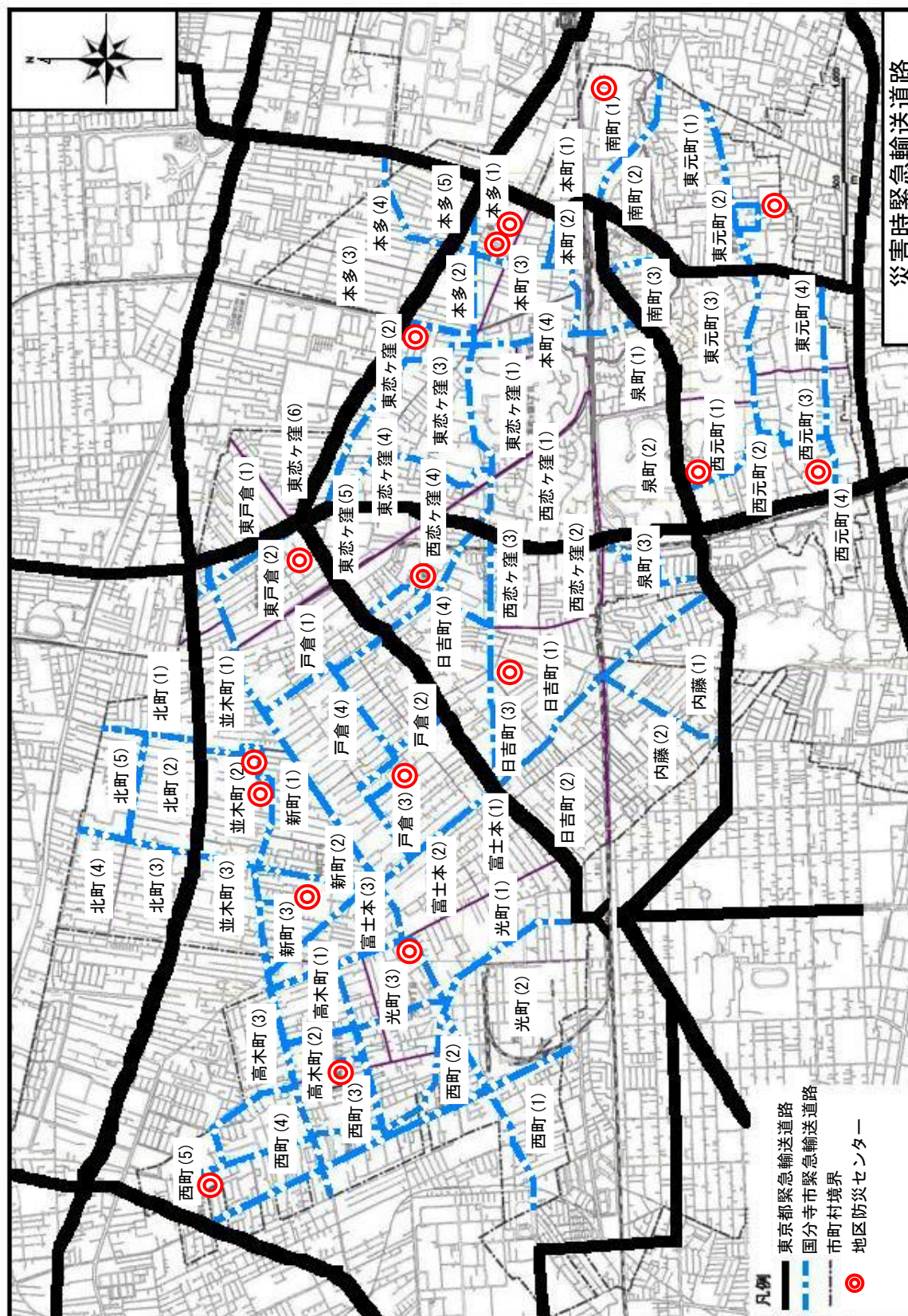
災害時における緊急輸送の道路ネットワークは、被災者の避難、傷病者の搬送、物資輸送、活動要員の移動等に重要であることから、災害発生後直ちに被害状況を把握するとともに、道路障害物の除去を行います。

◆ 交通規制

交通規制	対策内容																																
第一次 交通規制 (災害発生直後)	○ 環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。 ○ 環状七号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。 ○ 首都高速道路・高速自動車国道全線及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路」として一般車両の通行を禁止する。 ○ 被災状況に応じて、上記3項目の交通規制を拡大若しくは縮小する。 ○ その他の緊急自動車専用路を指定する。 ①緊急自動車専用路(7路線) <table><tr><td>国道4号(日光街道 他)</td><td>国道 17 号(中山道、白山通り 他)</td></tr><tr><td>国道 20 号(甲州街道 他)</td><td>国道 246 号(青山・玉川通り)</td></tr><tr><td>都道8号ほか(目白通り)</td><td rowspan="2">都道 405 号ほか(外堀通り)</td></tr><tr><td>都道8号(新目白通り)</td></tr><tr><td colspan="2">首都高速道路・東京高速自動車国道全線・自動車専用道路・高速自動車国道</td></tr></table> ②自転車、路線バス 環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止	国道4号(日光街道 他)	国道 17 号(中山道、白山通り 他)	国道 20 号(甲州街道 他)	国道 246 号(青山・玉川通り)	都道8号ほか(目白通り)	都道 405 号ほか(外堀通り)	都道8号(新目白通り)	首都高速道路・東京高速自動車国道全線・自動車専用道路・高速自動車国道																								
国道4号(日光街道 他)	国道 17 号(中山道、白山通り 他)																																
国道 20 号(甲州街道 他)	国道 246 号(青山・玉川通り)																																
都道8号ほか(目白通り)	都道 405 号ほか(外堀通り)																																
都道8号(新目白通り)																																	
首都高速道路・東京高速自動車国道全線・自動車専用道路・高速自動車国道																																	
第二次 交通規制	○ 前記7路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急自動車専用道路を優先して緊急交通路に指定する。 ①その他の「緊急交通路」の指定 <table><tr><td>第一京浜 (国道 15 号)</td><td>第二京浜 (国道1号)</td><td>中原街道</td><td>目黒通り</td></tr><tr><td>京葉道路 (国道 14 号)</td><td>川越街道 (国道 254 号)</td><td>北本通り (国道 122 号)</td><td>水戸街道 (国道6号)</td></tr><tr><td>青梅・新青梅街道</td><td>蔵前橋通り</td><td>井の頭通り</td><td>三鷹通り</td></tr><tr><td>東八道路</td><td>小金井街道</td><td>志木街道</td><td>府中街道</td></tr><tr><td>芋窪街道</td><td>五日市街道</td><td>中央南北線</td><td>八王子武蔵村山線</td></tr><tr><td>三ツ木八王子線</td><td>新奥多摩街道</td><td>小作北通り</td><td>吉野街道</td></tr><tr><td>滝山街道</td><td>北野街道</td><td>川崎街道</td><td>多摩ニュータウン通り</td></tr><tr><td>鎌倉街道</td><td>町田街道</td><td colspan="2">大和バイパス</td></tr></table> ②自転車、路線バス 環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」及び「緊急交通路」上は通行禁止	第一京浜 (国道 15 号)	第二京浜 (国道1号)	中原街道	目黒通り	京葉道路 (国道 14 号)	川越街道 (国道 254 号)	北本通り (国道 122 号)	水戸街道 (国道6号)	青梅・新青梅街道	蔵前橋通り	井の頭通り	三鷹通り	東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道	芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線	三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道	滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り	鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	
第一京浜 (国道 15 号)	第二京浜 (国道1号)	中原街道	目黒通り																														
京葉道路 (国道 14 号)	川越街道 (国道 254 号)	北本通り (国道 122 号)	水戸街道 (国道6号)																														
青梅・新青梅街道	蔵前橋通り	井の頭通り	三鷹通り																														
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道																														
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線																														
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道																														
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り																														
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス																															

◆ 緊急輸送道路

東京都の指定した緊急輸送道路から各地区防災センターへの道路を、国分寺市緊急輸送道路としています。



6 救助救急対策、医療救護・保健衛生対策

災害発生当初は、人命救助と消火活動を最優先とし、関係機関、市民、事業所が一体となって市民の生命と安全を確保する活動を行います。

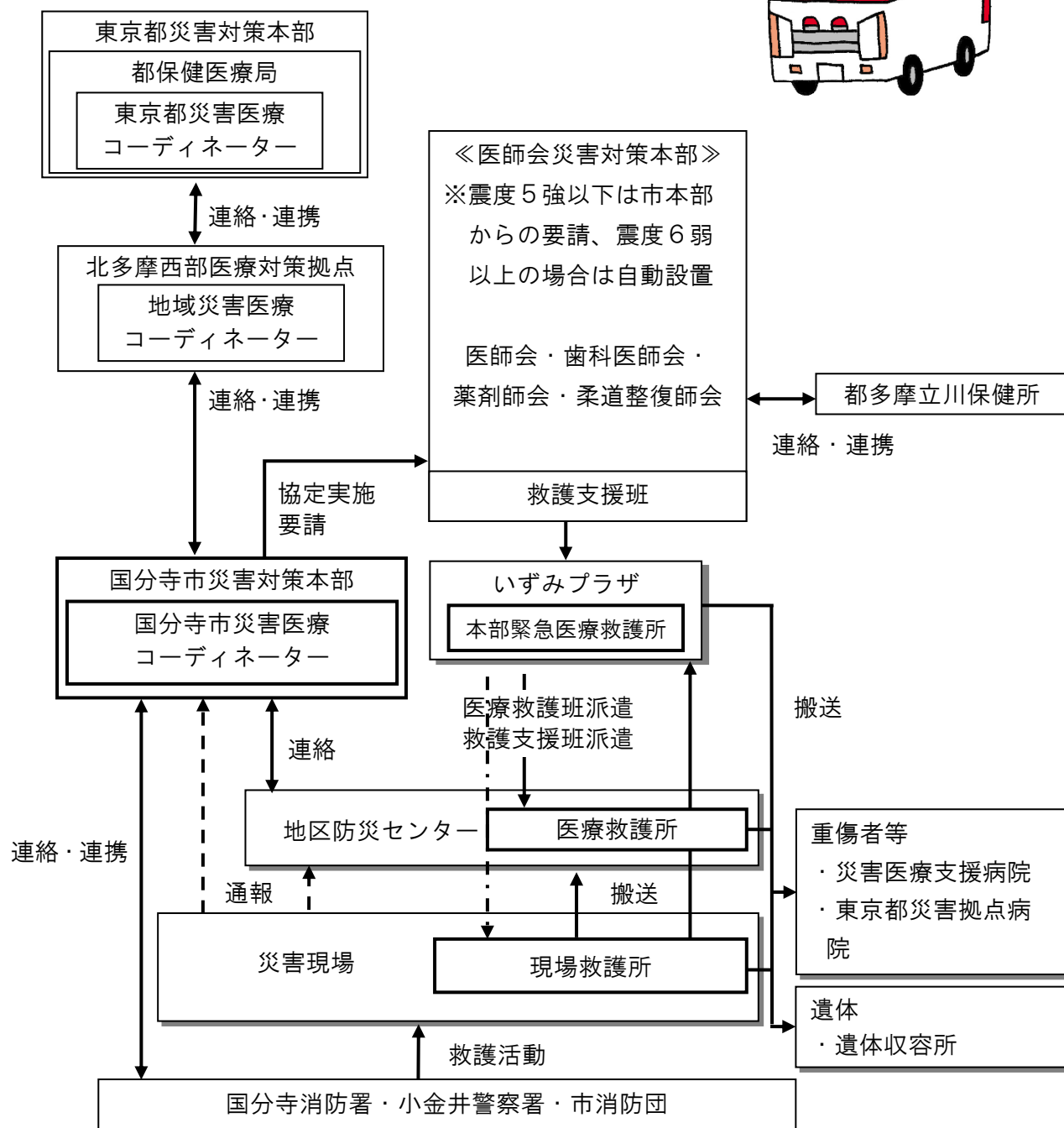
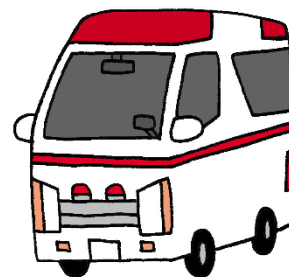
また、災害医療については、人的被害を最小限に食い止めるため、災害発生当初は人命救助を最優先とした医療救護体制を確立します。そのために、医療情報の伝達、初動医療体制、傷病者の搬送、後方医療体制等を定めます。

◆ 救助救護活動

担当	対策内容
災害対策本部	○ 市民からの通報、地区防災センター及び関係機関との情報に基づき、必要に応じ職員を災害現場へ派遣する。 ○ 医療救護所の設置が必要な場合は、救護支援班等から人員を派遣し設置する。 ○ 傷病者が多数発生した場合、または発生する可能性がある場合には、関係機関への応援要請を行うとともに、関係機関相互で救助活動地域等の調整、連携を行うよう要請する。 ○ 人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。
各地区防災センター運営班	○ 地区本部や市民からの要救助に関する情報を収集し、市災害対策本部へ報告する。
国分寺市消防団	○ 市民、事業所と一体となった救助・救護活動を行うとともに、傷病者の応急措置及び安全な場所へ搬送する。
国分寺消防署	○ 救助・救急活動は救助隊及び救急隊が連携して行う。 ○ 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、国分寺消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、国分寺市消防団、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
小金井警察署	○ 救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。
市民防災推進委員 市民 事業所	○ 近隣において家屋の倒壊による要救出者等があった場合、地区本部または地区防災センター等に連絡するとともに、近隣住民と協力して、各防災備蓄倉庫等にある工具等を活用して救出救護に努める。 ○ 市民だけでの救出が困難な場合は、地区本部へ報告し、救助を待つ。 ○ 消防、警察、消防団等に救助・救護活動を要請された場合は協力する。
地区本部	○ 地域内の要救助者を把握し、地区防災センターを通して救助を要請する。

◆ 医療救護対策

<災害時医療救護の流れ>



7 避難者対策（要配慮者対策を含む）

◆ 避難体制

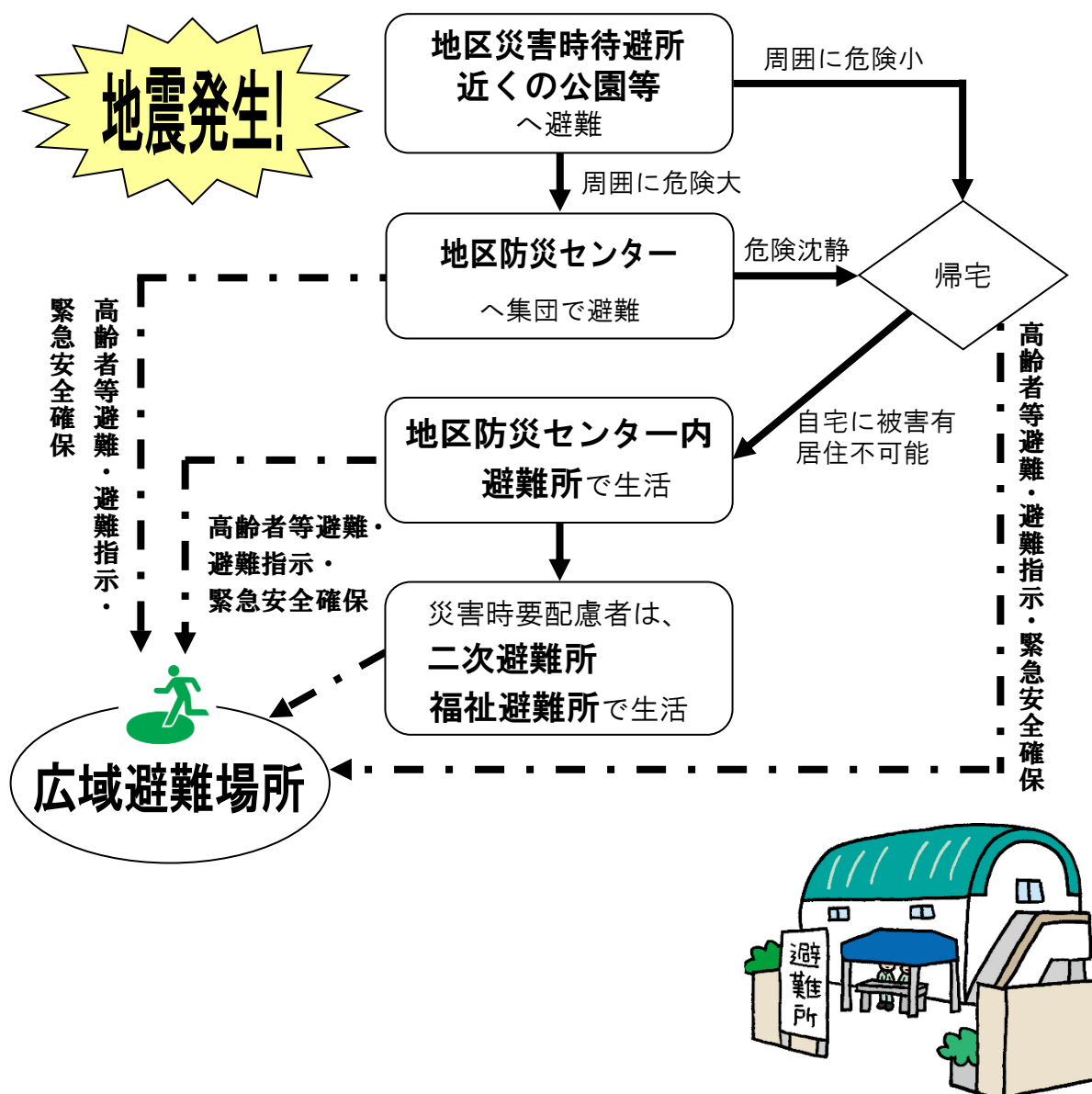
災害時には、初期消火、救助、救護などの初期活動が最も重要ですが、災害による被害が拡大した場合には、身の安全を守るための避難が必要になります。

市民が安全かつ迅速に災害現場から避難するために、避難の考え方を明らかにするとともに、避難体制、避難誘導の方法及び避難所の開設と運営体制を確立します。

東京都が令和4年5月に発表した被害想定によると、国分寺市では最大約2万6千人の避難者が発生すると算出されています。

避難所生活における男女のニーズの違いなどを踏まえた具体的な対策を盛り込みました。

<避難の流れ>



◆ 避難行動要支援者の安否確認

国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、または高齢者等避難等が発令された場合は、以下の体制で避難行動要支援者の安否確認及び安全確保、避難誘導を実施します。

担当	対策内容
避難行動要支援者班 社会福祉協議会 民生委員 支援自治会等(※) 国分寺消防署 国分寺市消防団 小金井警察署	○ 避難行動要支援者名簿に基づき登録者宅を訪問し、安否確認を行う。高齢者等避難等が発令された場合は、指定した避難場所(避難所)まで避難誘導を行う。 ○ 支援者は、「避難行動要支援者支援マニュアル」に基づき、避難行動要支援者の状態(障害の種類等)に応じて適切な対応をとる。また、避難所の登録手を援助する。 ○ 安否確認の結果は、地区防災センターまたは避難行動要支援者班に報告する。 ○ 避難行動要支援者班は、避難行動要支援者名簿に基づく安否確認の結果をとりまとめ、市本部に報告する。 ○ 国分寺消防署及び国分寺市消防団は、消火活動を優先し、消火活動の見通しがついた段階で、避難行動要支援者登録制度に基づき、該当地域の避難行動要支援者の避難を支援する。 ○ 小金井警察署は、避難行動要支援者が取り残されていないか、行方不明になっていないかを市災害対策本部を通して把握し、必要な措置をとる。

※ 支援自治会等…避難行動要支援者登録制度に基づき、市から該当地域の避難行動要支援者登録名簿を配布された自治会等

◆ 避難者の受入れ

避難所は、自宅が全壊または半壊及び焼失し、自宅に住むことが困難な方、または避難行動要支援者を最優先で受入れます。

避難所の入居スペースは「3.3 m²あたり2人」を基準とします。

避難者の受入れは体育館から行い、スペースが不足する場合は、校舎の低層階の教室から順に開放します。

居住区域の割当ては、原則として地域(自治会・町内会等)ごとに設定し、代表者を選出します。(居住区域は30人程度で編成し代表者を選出します)

避難行動要支援者には、あらかじめ指定された「要配慮者保護スペース」の安全を確認、確保したうえで、避難者を誘導します。

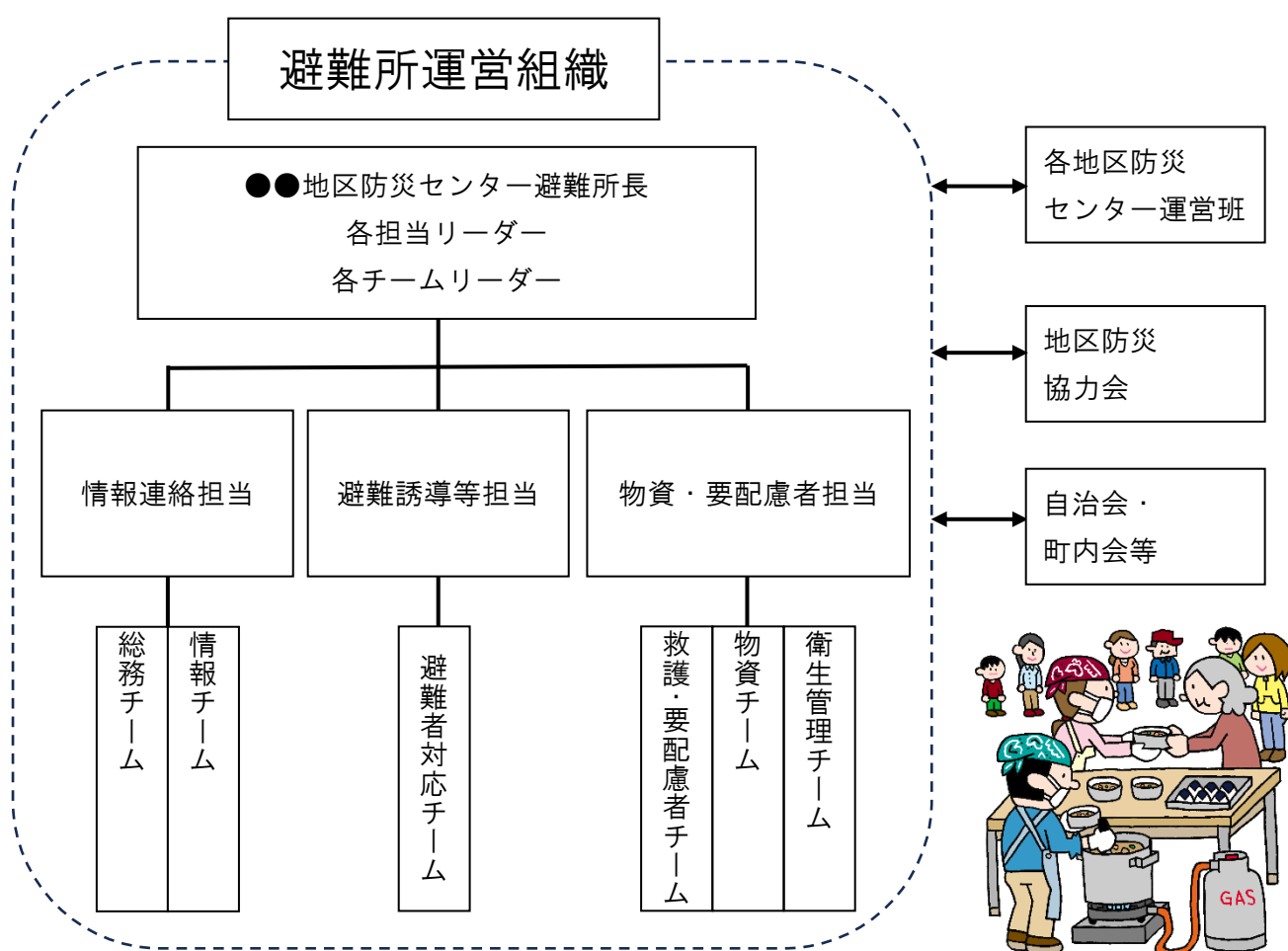
◆ 避難所の運営

発災から3日間は、各地区防災センター運営班が地域住民等の協力を得て運営し、その間に避難者主体による避難所運営組織を立ち上げます。

4日目以降は、避難所運営組織により、避難所の運営上の方針やルール等を決定します。地域の自治会・町内会等をはじめ、地域全体で避難所運営組織を支えることができるように留意します。

避難所運営組織は、避難所内の清掃や炊出しなどを避難所生活者の分担により行われるように配慮し、避難所運営マニュアルに基づき活動します。

各地区防災センター運営班は施設管理を主たる業務として避難所運営組織を後方から支えます。なお各地区防災センターで活動する災害初動要員は、発災から3日(72 時間)でその任を終えて本来の所属での活動に移行します。



【車中泊について】

都は、都内における車中泊は原則、認めることは困難としています。都地域防災計画では、都と市区町村は連携して車両避難による混乱防止と車中泊の発生抑制を周知することを位置付けています。市は、都と整合を図り、原則として地区防災センターへの車中泊の受入は行わないこととしています。

◆ 二次避難所の運営

二次避難所は、施設の安全が確認された後、市災害対策本部の指示に基づき開設します。

二次避難所の運営は、施設職員、ボランティア等からなる二次避難所運営組織を設立し行います。

専門スタッフが不足する場合は、協定を締結している障害福祉サービス事業者にスタッフ派遣を要請します。また、東京都災害福祉広域調整センターに災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣要請を行います。

福祉用具などは協定に基づき調達します。

二次避難所開設後、要配慮者は地区防災センターから二次避難所に移動することになりますが、受け入れ先は居住地に近い、介助しやすい施設など、復旧後の生活、地域とのつながりを配慮して決定します。

なお、二次避難所開設当初は、介護ヘルパー等の配置が困難なことから、介護が可能な家族等の同伴による入所を原則とします。二次避難所への移動が困難な場合は、協定に基づき、NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会や障害者福祉サービス事業者に対し、特殊車両による搬送を要請します。

<二次避難所運営組織の活動内容>

- 二次避難所運営マニュアルに基づき、避難者名簿・台帳の作成、生活物資の配布、運営状況の記録、報告、避難者の要望とりまとめ
- ボランティア、自治会・町内会等の住民の協力を得て、要配慮者の介助・生活支援
- 二次避難所運営組織に女性を配置し、男女双方の視点に配慮した避難所運営

◆ 民間社会福祉施設との連携

市災害対策本部は、地区防災センター内の要配慮者保護スペース及び二次避難所だけでは要配慮者の受入れスペースが不足する場合は、協定に基づき私立保育園、障害者福祉サービス事業者、高齢福祉サービス事業者に福祉避難所として緊急受入れを要請します。

施設の安全確認や人員配置等、受け入れ態勢が整った施設から避難者を受け入れます。

◆ 在住外国人の支援



言語、生活習慣が異なる市内在住外国人が、災害発生時に適切な行動をとれるよう、適切な支援が必要です。

市内在住外国人が、災害発生時に適切な行動をとれるようにするため、市民対応窓口で外国人への情報提供や相談受付を行います。

外国人向けの情報発信は、英語・中国語・韓国語のほか、わかりやすい日本語を使うようにします。

通訳が不足する場合は、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターを通して外国人災害時情報センターに語学ボランティアの派遣を要請します。

◆ 避難者への配慮

対策	配慮する事項
情報提供・連絡環境の整備	○ テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、SNS での情報発信 ○ 特設公衆電話、Wi-Fi 環境、FAX 等
長期化対策	○ 床敷マット、布団、間仕切り、入浴施設、災害用トイレ、洗濯機等を設置 ○ 被災者の精神安定
季節に応じた対応	○ 冷暖房器具の設置 ○ 蚊等の害虫対策 ○ 食中毒の発生を防止するための食材置場の確保、冷蔵庫の設置 ○ 衛生管理(医療、トイレ、清掃)
男女のニーズの違いへの対策	○ 避難所運営組織に女性を配置、相談窓口、意見箱の設置 ○ 一人暮らしの女性や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じた間仕切りの設置 ○ 避難所の状況を踏まえ、女性専用スペースの設置 ○ 男女別の更衣スペース・洗濯物の干し場の設置 ○ 授乳スペース、おむつ替えスペース、育児スペースの設置 ○ 災害用トイレの設置にあたり、特に女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路の確保 ○ 物資管理担当に女性を配置 ○ 性的マイノリティへの配慮(誰でもトイレ、プライバシーの確保、物資の配布方法、相談体制の充実等)
防犯対策	○ 避難所内での性犯罪や窃盗防止を目的とした避難者への注意喚起 ○ 避難所運営組織による避難所巡回の定期的実施 ○ トイレの衛生環境維持と防犯を目的としたトイレ付近へのスタッフの配置



対策	配慮する事項
要配慮者対策	○ 地区防災センター内の避難所に設置した「要配慮者保護スペース」へ誘導 ○ 要配慮者に対応できるスキルを持つ避難者への協力の呼びかけ ○ 段差の解消、間仕切り、冷暖房、専用トイレの調達及び設置 ○ 飲料水、食料(おかゆ、粉ミルク等)、生活物資等(紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等)の優先的な配給 ○ 健康状態のチェック、健康診断や相談対応の実施 ○ 聴覚障害者向け掲示板の設置等、要配慮者の状態を考慮した情報提供の実施 ○ 要配慮者保護スペースでの生活が困難な方の二次避難所や福祉避難所への移送 ○ その他生活支援・福祉サービスの提供

◆ 動物避難所

地区防災センターへペットと飼い主と一緒に避難する(同行避難)することはできませんが、飼い主とペットが同じ部屋で避難生活をする(同伴避難)場を確保することは困難です。

そのため、地区防災センター内に動物避難所を設置します。動物避難所は、あらかじめ市と獣医師会で定めた場所(学校の校庭及び昇降口など)に設置し、テント、シート、カラーコーン及びセーフティーバー等により区域を明示します。

動物避難所は飼い主による自主管理を原則としますが、避難所運営組織は、飼い主とともに、全避難者の理解が得られるようなルールのもとで適正な動物避難所の運営に努めます。

獣医師会が設置する動物救護対策本部は、動物避難所巡回チームを派遣し、動物避難所の衛生管理や飼い主の役割等について指導するとともに、必要に応じて被災動物の健康管理に関する臨時相談窓口を開設します。



8 水と食料等の確保

◆ 水の確保

< 飲用水の確保 >



○ 給水拠点

施設名	対応
国分寺北町給水所	都水道局立川給水管理事務所職員、市職員が連携して給水設備を設置・運用する。
東恋ヶ窪配水所	

○ 避難所応急給水栓

施設名	対応
市立小中学校	市職員(各地区防災センター運営班)が給水設備を設置・運用する。
都立国分寺高校	
東京経済大学	

○ ペットボトル保存水の備蓄目標

項目	内容
(1)①市民の飲料水需要量	発災3日後までで 70,000 ㍓ (首都直下地震等による東京の被害想定より算出)
(2)①以外の備蓄対象	②帰宅困難者数: 10,696 人 ③災害対応従事者(※)数: 1,459 人
(3)必要な備蓄量	①市民の飲料水需要量のうち、備蓄で賄う量(1日分): 23,333 ㍓ ②帰宅困難者分: $10,696 \text{ 人} \times 3 \text{ ㍓} = 32,088 \text{ ㍓}$ ③災害対応従事者分: $1,459 \text{ 人} \times 3 \text{ ㍓} = 4,377 \text{ ㍓}$ 合計: 59,798 ㍓ ※ 2日目以降の飲料水は、国分寺北町給水所、東恋ヶ窪配水所、断水を免れた地区防災センター内の応急給水栓及び災害時の物資の供給協力に関する協定締結先から調達する。

※ 市職員＋小中学校教職員

<生活用水の確保>

○ むかしの井戸

むかしの井戸とは、市民の皆さんが自由に使える災害用の給水施設として、国分寺市が公園などに設置した手押しポンプ式井戸のことです。



番号	名称	番号	名称
1	なかよし井戸(日吉町)	14	武蔵国分寺井戸(西元町)
2	もみじ井戸(光町)	15	高木井戸(高木町)
3	つつじ井戸(西町)	16	北町公園井戸(北町)
4	カメ井戸(西町)	17	戸倉井戸(戸倉神社内)
5	90度井戸(富士本)	18	ふれあい井戸 (国立団地協議会共有地内)
6	ぐるぐる井戸(新町)	19	戸倉公園井戸(戸倉)
7	室内プール前井戸(西恋ヶ窪)	20	南町ひだまり公園井戸(南町)
8	たきくぼ井戸(泉町)	21	東元町一丁目井戸(東元町)
9	ポプラ井戸(日吉町)	22	東恋ヶ窪でんしゃ公園井戸(東恋ヶ窪)
10	内藤橋井戸(内藤)	23	さつき井戸(内藤)
11	かしの木井戸(東恋ヶ窪)	24	新町ひばり公園井戸(新町)
12	けやき井戸(小平市上水本町)	25	西町シラカシ公園井戸(西町)
13	わかば井戸(本多)		

○ 災害時協力井戸

「災害時協力井戸」とは、大規模な地震等の震災が発生した時に、市民の身近な場所での生活用水を確保するために、民間井戸の所有者または管理者のご厚意により、近隣の被災者へ井戸水を共助として無償提供いただく井戸のことです。

所在地	所有
内藤 1-19-2	個人宅
内藤 1-17-3	個人宅
内藤 2-10-13	個人宅
戸倉 4-34	満福寺
東元町 3-21	自治会共有井戸

○ 防災兼用農業用井戸

都と市では、都市農地保全事業の一環として、地域防災に寄与する井戸の整備費の一部を生産者の方へ補助しています。この事業により設置された井戸は、平常時は、農業用水を供給する井戸として使用され、災害時には周辺住民へ生活用水を供給する井戸として開放していただきます。所有者の方の御理解と御協力により使用させていただくものですので、利用に際しては所有者の方の注意をよく守り、譲り合って使いましょう。



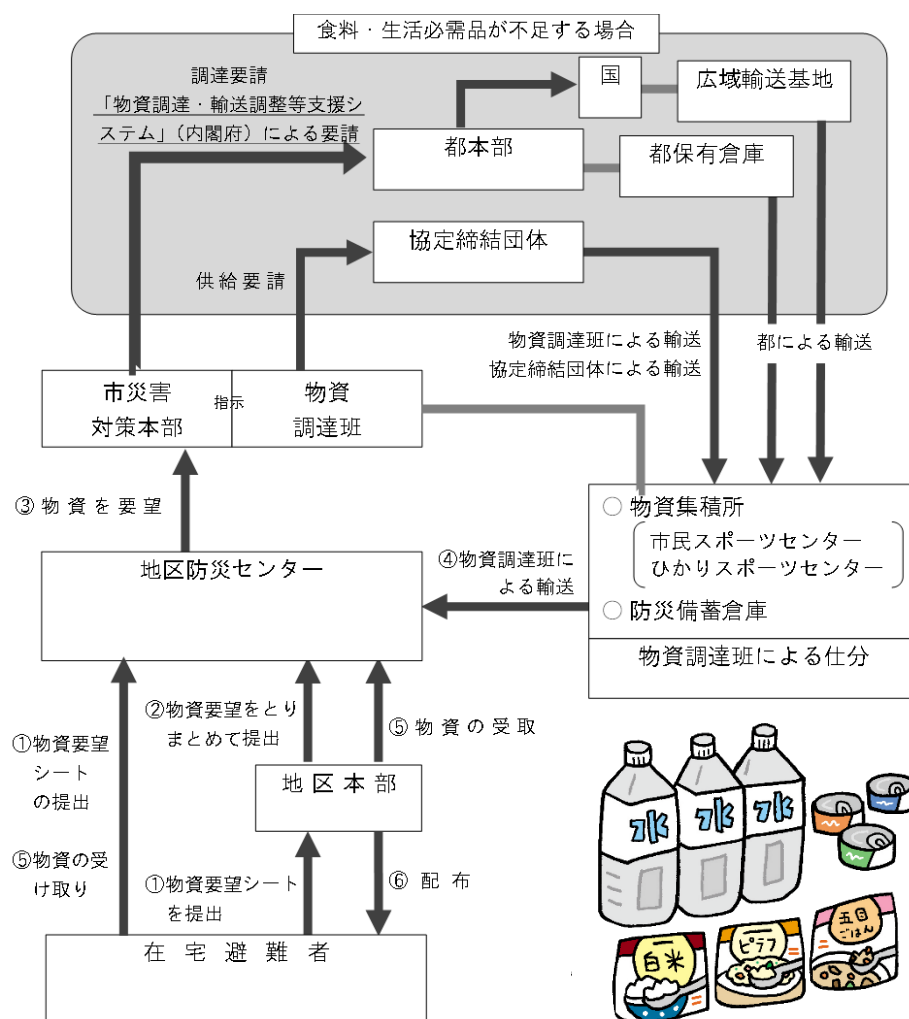
西町 3-18	東戸倉 1-3	日吉町 4-19	本多 3-5
日吉町 4-27	並木町 3-31	西町 2-6	北町 2-8
戸倉 4-18	東元町 4-5	東恋ヶ窪 5-15	

◆ 食料・生活必需品の供給・調達・管理・輸送

- 食料は、市民1日、市1日、都1日の備蓄を活用し、その後は都や国からの支援や、炊出し等による配給を行います。
- 都は、発災当初は必要に応じて市区町村からの具体的な要請を待たずに食料・生活必需品等の必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討します。(都から市区町村に向けたプッシュ型支援)
- 国は、発災4日目から 7 日目までに必要となる支援物資が避難所へ確実に届くよう、遅くとも発災後3日目までに広域輸送基地(東京都多摩広域防災倉庫等)にプッシュ型支援を開始します。プッシュ型支援終了後は、都の要請に基づきプル型支援に移行します。
- 都は、市区町村を通じてできる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、国や協定事業者に対し、要請する仕組みに切り替えます(プル型支援)。
- 市は、物資調達・輸送調整等支援システムにより都保健医療局に物資を要請しますが、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、災害協定を活用した独自のルートで調達します。またその際デジタルツールの活用を進めます。
- 市は、市民スポーツセンター及びひかりスポーツセンターを市内の物資輸送の拠点として開設し、職員及び佐川急便株式会社(協定に基づく協力要請)が物資の管理と地区防災センターまでの搬送を行います。



【食料及び生活必需品の要望・調達・配布の流れ】



＜食料の備蓄目標＞

項目	内容
(1)①市民の食料需要量	発災3日後までで 110,000 食 (首都直下地震等による東京の被害想定より算出)
(2)①以外の備蓄対象	②帰宅困難者数: 10,696 人 ③災害対応従事者数: 1,459 人
(3)必要な備蓄量	①市民の食料需要量のうち、市の備蓄で賄う量(2日分): 73,333 食 ②帰宅困難者分: $10,696 \text{ 人} \times 6 \text{ 食} = 64,176 \text{ 食}$ ③災害対応従事者分: $1,459 \text{ 人} \times 6 \text{ 食} = 8,754 \text{ 食}$ <u>合計: 146,263 食</u> ※ 3日目以降の食料は都、国の備蓄及び災害時の物資の供給協力に関する協定締結先から調達する。

<協定による食料・日用品等の確保>

協定団体	協定内容
東京むさし農業協同組合	農地の避難場所斡旋と生鮮食料品の調達
(株)イトーヨーカ堂	食料品、生活必需品の調達
生活協同組合コープみらい	食料品、生活必需品の調達
(株)サンドラッグ	医薬品、日用品の調達
(株)マツモトキヨシ	応急用食糧品、日用品等の供給
(株)ココカラファインヘルスケア	医薬品、日用品の供給

※令和6年12月末現在

<共助の観点に基づく物資の提供>



災害発生直後は市の備蓄物資の輸送体制が整わず、迅速に配布できない場合も考えられます。また、物資の性質上備蓄することが困難なものもあります。市民が各家庭で日頃から備えている食料品や生活物資を互いに持ち寄り、共助の観点から分け合うことで、食料及び物資の不足を補います。

<し尿処理剤の備蓄>

災害時にトイレが通常通り使用できない状況になると、衛生環境の悪化やトイレを我慢するために水や食べ物をできるだけ取らない行動をとることによる健康面での問題も発生します。

市では、「断水地域に居住する市民は通常通りトイレを使用できない」と仮定し、

断水率 23.1%×人口約 129,000 人÷約 30,000 人 30,000 人×5回(1日あたりのトイレ使用回数)=150,000 回/日
--

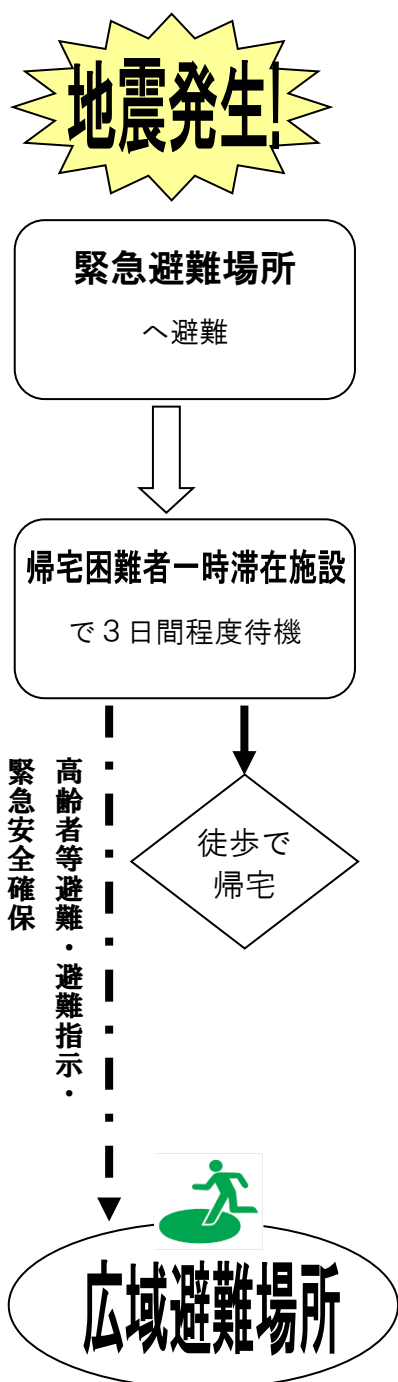
1 日あたり 15 万回分を処理できるトイレ対策が必要であるとしています。

現在、し尿処理剤(トイレ使用後に汚物に振りかけることで衛生面を保つ処理剤)の備蓄を進めていますが、各家庭においても、【家族の人数×5回×7日分】のし尿処理剤等の備蓄をお願いします。

9 帰宅困難者対策

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されますが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者等が行政と連携して、混乱防止を図る必要があります。

放送設備や掲示板等を活用して駅周辺の滞留者及び市に列車の運行情報や緊急避難場所に関する情報を提供するとともに、緊急避難場所への誘導や負傷者の応急手当を行います。



<緊急避難場所>

対象駅	施設名
JR国分寺駅	都立殿ヶ戸庭園西側公園
西武鉄道国分寺駅	早稲田実業学校
JR西国分寺駅	泉町多喜窪公園

<帰宅困難者一時滞在施設>

※各施設にはIP無線機を配備しています。

対象駅	施設名
JR国分寺駅	本町・南町地域センター
西武鉄道国分寺駅	本多公民館
JR西国分寺駅	いずみホール
JR国立駅 (北口周辺)	ひかりプラザ 203・204 会議室
西武鉄道恋ヶ窪駅	恋ヶ窪公民館



◆ 帰宅困難者一時滞在施設の基本的な考え方

緊急避難場所に誘導された駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、徒歩帰宅が可能になるまで待機する場所がない方を一時的に受入れる施設として、帰宅困難者一時滞在施設を開設します。

帰宅困難者一時滞在施設の受入れ能力には限りがあるため、受入れる際は互いに譲り合うことを帰宅困難者に伝え、状況により要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など）を優先的に受入れます。



帰宅困難者一時滞在施設の多くは二次避難所との兼用であることから、帰宅困難者一時滞在施設としての活用は最長3日間とします。

◆ 帰宅支援対策の基本的な考え方

災害発生からおおむね3日程度経過した時点で、帰宅困難者一時滞在施設や各事業所で待機していた帰宅困難者は帰宅を開始します。市は帰宅支援を行うため、都や関係機関と連携し、鉄道運行状況や帰宅道路、代替輸送手段に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援等を行います。



10 ごみ・災害廃棄物・し尿処理対策

道路損壊や建築物等の倒壊により、ごみ処理やし尿収集が困難になることや、排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすことから、計画的なごみ処理、し尿処理を行う必要があります。

◆ ごみ・災害廃棄物処理



1 ごみ処理

- 災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境を確保するため、市内における被害状況に応じたごみ処理計画を作成し、適切な処理を行います。
- 地区防災センターには敷地内に臨時地域集積所を設け、収集したごみは清掃センター敷地内や史跡武蔵国分寺僧寺跡一帯をごみの仮置き場とします。
- 災害時にはごみが大量に発生し、適切に処理する必要があることから、市民は排出ごみの分別を徹底する、排出ルールを守る等、協力することが求められます。

2 災害廃棄物処理

- 被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、建物の倒壊、焼失等により発生する廃木材及びコンクリートがら等(災害廃棄物)の適正処理を行い再利用を図ります。
- 都は速やかに市区町村及び各機関間の連携を図り、災害廃棄物処理を円滑に実施することを目的に、都本部に「東京都災害廃棄物対策本部(仮称)」を設置します。
- 都は市区町村の収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請に対して、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)及び他府県や関係業界団体への応援要請及び調整を行います。また、市区町村が対応できず住民の生活環境保全上の支障が生じうる場合は、市区町村の支援要請に応じて、災害廃棄物の撤去に対して自衛隊の支援を求めます。

3 し尿処理

- 下水道が活用できない場合や不足する場合は、各地区防災センターのトイレに簡易トイレを設置したり、便槽付き災害用トイレ等を設置します。
- 仮設トイレが不足する場合は、災害協定市に協力を要請します。
- 市は都立武蔵国分寺公園内のマンホールトイレを公園職員と協力し設置します。
- 都下水道局との覚書の締結に基づき、収集したし尿を北多摩二号水再生センター及び上下水道班が指定する主要下水道管のマンホールへ投入します。
- 協定に基づき、避難所等の災害用トイレのし尿の収集について協力を要請します。

11 応急生活対策

被災後の生活を安定し、早期の復旧・復興を達成するための様々な対策が行われます。主な対策は次のとおりです。

項目	対策内容
秩序維持	○ 災害発生後の混乱から速やかに秩序を回復し、維持するためには、市と警察の連携はもとより、地域住民の協力も得て実施します。 ○ 防犯まちづくり委員会、自主防犯団体や市民防災推進委員に協力を要請し、災害現場のパトロールを実施します。
被災建築物の応急危険度判定	○ 余震等による二次災害の防止を目的として、建物の危険度を判定します。調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより周知します。 
家屋・住家被害状況調査、被害状況の把握	○ 被害家屋調査は、被害報告及び罹災証明書の発行等、家屋の被害認定のために実施します。 ○ 第1次調査は被災地の家屋を外観から目視にて調査します。第1次調査の判定結果に不服があった家屋及び第1次調査ができなかった家屋について、申出に基づき、第2次調査として内部立入り調査を実施します。 ○ 判定は被害程度の認定基準に基づき行います。 ○ 被害認定調査は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果 等を活用するなど、適切な手法により実施します。
罹災証明書の発行	○ 罹災証明書とは、建物の被害の程度を証明するもので、住居などの被害を受けた方が各種の支援制度を利用する場合に必要となります。被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない(一部損壊)」の6段階あります。 ○ 市は被災者生活再建支援システムを活用し、家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、罹災証明書を発行します。 ○ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗管理につなげます。

項目	対策内容
生活相談	○ 災害により被害を受けた市民に対し、被災者生活再建支援制度の紹介や災害援護資金の受付、応急住宅修理に関する受付などの総合相談窓口を設置します。
生活支援	○ 災害弔慰金、災害見舞金、租税等の特例措置、災害援護資金等の貸付、被災者生活再建支援金の支給等があります。
マンション防災	○ マンションは戸建てよりも地震・水害に対して強固である場合が多いため、建物が無事であれば無理に避難所へ行く必要がないケースが多くみられます。住み慣れた自宅にとどまることができるよう、ライフラインの停止などへの対策も含めて以下のような居住者同士が助け合う行動が重要です。 ➤ 近隣での助け合い(出火防止、初期消火、救助等) ➤ 避難行動要支援者等の避難支援 ➤ 自治体及び関係機関の情報伝達 ➤ 炊出し等の給食・給水活動等 ➤ マンション居住者の安否確認 ➤ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ➤ 集会室等を利用した避難所運営、避難所誘導活動 ➤ 建物被害調査と二次被害防止 ➤ ライフライン復旧状況の確認 ➤ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ➤ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配



風水害の応急対策活動

1 活動体制

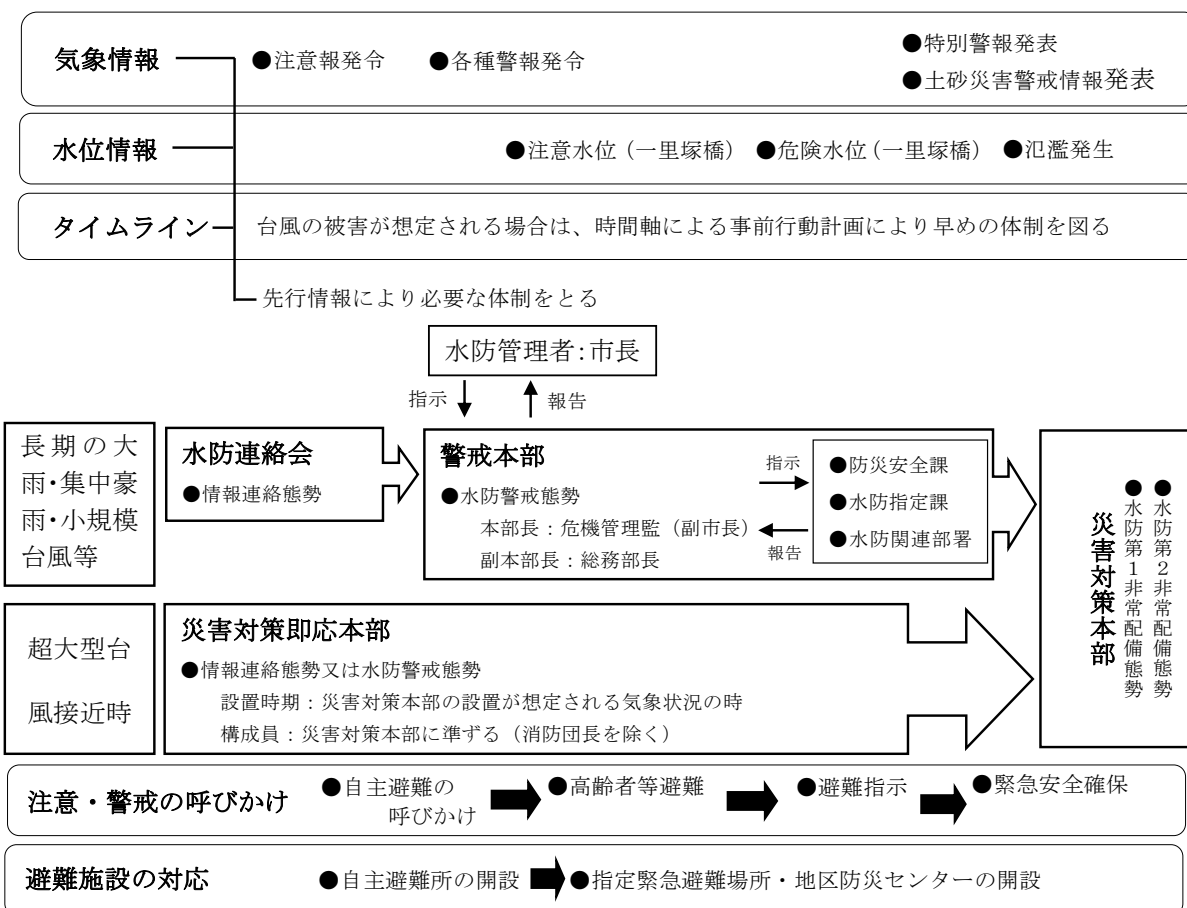
◆ 活動体制

本市は、近年は公共下水道の整備が進み、大規模な浸水被害の報告はされていません。しかし、公共下水道の整備は、1 時間当り 50mm の雨量を対象としているため、それ以上の降雨となった場合は、浸水被害が発生する危険性を抱えています。

また、近年はヒートアイランド現象によるとも考えられる局地的な集中豪雨が頻繁に発生しており、都市型水害が深刻になっています。

本市における水害の防止と水害時の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるために、職員の活動体制と任務を定めています。

【風水害時の活動体制】



【活動体制の設置基準と主な活動内容】

本部等	活動体制	設置基準	主な活動内容
水防連絡会	情報連絡態勢	○ 市に大雨(浸水害)、洪水、暴風、大雪または暴風雪のいずれかの気象警報が発表された場合 ○ 台風の接近により被害が予想される場合 ○ その他、災害の発生するおそれがある場合で、情報収集などの対応が必要な場合	○ 気象予報等の情報収集や市域の巡視 ○ 危険予防及び排除活動 ○ 関係機関との連絡体制の確保 ○ 市民への注意喚起
警戒本部	水防警戒態勢	○ 市に大雨警報(土砂災害)が発表され、警戒を強化する必要がある場合 ○ 被害通報等が増加し、情報連絡態勢では対処できない場合 ○ 大型台風の接近に伴い特別の警戒が必要になった場合 ○ 局地的な災害が発生し、または発生するおそれがある場合	※情報連絡態勢の活動に加えて ○ 指定緊急避難場所の開設準備 ○ 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導の検討 ○ 帰宅困難者一時滞在施設の開設準備 ○ 地区防災センターの開設準備
災害対策本部	水防第1非常配備態勢	○ 水防警戒態勢では対処できない場合、または市本部長が必要と認めた場合 ○ 市に気象特別警報が発表された場合	※水防警戒態勢の活動に加えて ○ 避難行動要支援者の避難支援 ○ 住家の浸水状況の把握、避難所の開設・運営
	水防第2非常配備態勢	○ 市の複数地域で相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがある場合	
災害対策即応本部		○ 台風や集中豪雨が「超大型」「数十年に一度」「特別警報級」など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる場合で、災害対策本部の設置が想定されるとき。 ○ 全庁での情報共有と全庁一体となった応急対策活動の体制準備等を図ることが必要と想定されるとき。	○ 対応方針及び職員体制の検討 ○ 各部の役割分担及び総合調整 ○ 災害情報の共有

2 施設の活用

1 指定緊急避難場所

- 指定緊急避難場所は、居住者が災害から命を守るために緊急的に避難する施設であり、本市では、洪水及び土砂災害の発生が想定される区域に避難指示等を発令する場合に開設します。

災害時活用	施設名	開設基準
指定緊急避難場所	東京経済大学	市内の土砂災害警戒区域等に指定されている地域及び、水防法に基づく洪水浸水予想区域対し、避難指示等を発令するとき
	本町・南町地域センター	
	内藤地域センター	
	いずみ保健センター	

2 自主避難所

- 自主避難所は、避難指示等を行う際に開設する避難所や緊急避難場所とは異なり、避難指示等が発令される前に、河川の増水や土砂災害、暴風の発生等の風水害発生のおそれが高まった際に、自宅等に居続けることに身の危険を感じた市民が、安全を確保するため、早期にかつ一時的に避難する場所として開設します。
- 自主避難所は一時的な避難を想定しているため、そこで生活することは想定していません。また台風の暴風域を抜けるなど、災害リスクが低くなった際には早期に閉鎖します。
- 自主避難所として指定される施設を一律で取り扱わず、台風の規模等を踏まえて総合的に判断して決定します。

災害時活用	施設名	開設基準
自主避難所	市立公民館 市立地域センター 市立小中学校 都立国分寺高校 東京経済大学 いずみ保健センター	大型で非常に強い台風が市に上陸・接近するおそれがある場合、または長時間降り続く大雨の影響等で洪水や土砂災害などの発生するおそれがある場合に、市民の問合せ状況などを考慮した上で、市長が必要と判断したとき

3 その他

- 地震災害応急対策計画第3部第1章「施設の活用」を準用します。



3 避難

浸水、崖くずれ等が発生し、または発生するおそれがあるときは、市民を安全な場所に避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければなりません。市は、迅速な避難を確保するため、避難の考え方を明らかにするとともに、状況に応じて避難指示等を発令し、速やかに緊急避難場所等を開設して避難者を受け入れます。

【気象庁資料 気象庁等の情報と警戒レベル】

警戒 レベル	住民がとるべき行動	市町村の情報	警戒等	警戒レベルに相当する 気象庁等の情報	指定河川 洪水予報
5	命の危険 直ちに安全確保！ すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨 特別警報	大気 （危険度分布） 災害切迫	氾濫発生情報
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞					
4	危険な場所から 全員避難 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示	土砂災害 警戒情報	危険	氾濫危険情報
3	危険な場所から 高齢者等は避難 高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難	大雨警報※ 洪水警報	警戒	氾濫警戒情報
2	自らの 避難行動を確認 ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨注意報 洪水注意報	注意	氾濫注意情報

※市は気象庁が発表する警戒レベルを参考として、避難指示等を発令します。

◆ 避難指示等の発令の判断基準

1 野川氾濫に係る避難指示等の基準

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。

避難指示等の対象区域は、野川の流域を基本とした町丁目単位で発令します。

区分	判断基準	避難対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○ 野川の一里塚橋水位観測所の水位が注意水位(0.91m)に到達し、かつ、野川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合)し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合	東元町一丁目 東元町二丁目 東元町三丁目 泉町一丁目 南町一丁目 東恋ヶ窪一丁目
【警戒レベル4】 避難指示	○ 野川の一里塚橋水位観測所の水位が危険水位(1.60m)に到達し、かつ、野川の洪水警報の危険度分布で「危険」(紫)が出現(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合)し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ○ 異常な漏水・浸食等が発見された場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○ 野川の一里塚橋水位観測所の水位が堤防高である 2.28mに到達するおそれが高い場合 ○ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○ 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 ○ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合	

2 土砂災害に係る避難指示等の基準

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や警戒区域巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。

また、避難指示等の対象区域は、土砂災害警戒区域等を対象区域として、土砂災害警戒情報を補足する詳細情報として気象庁が公表する大雨警報(土砂災害)の危険度分布の単位を基準に、町丁目番地単位で発令します。

区分	判断基準	避難対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○ 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 ○ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	東元町三丁目の一部、西元町二丁目・四丁目の一部、南町二丁目・三丁目の一部、泉町一丁目の一部、本町一丁目、日吉町二丁目の一部、内藤二丁目の一部
【警戒レベル4】 避難指示	○ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ○ 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となった場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ○ 土砂災害の前兆現象(湧水の濁り、斜面のほらみ、擁壁の傾き等)が発見された場合	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○ 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 ○ 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」となった場合 ○ 土砂災害の発生が確認された場合	



大規模事故等対策活動

1 総則

◆ 計画の目的

国分寺市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、主に地震災害、風水害等の自然災害に備えて必要な防災活動に重点を置いて定めています。

しかし、近年、社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、大規模な事故に対しても、市の機能をあげて対応することが求められるようになってきています。

また、富士山噴火に伴う降灰による被害は、建物の倒壊や火災等、直接的な被害は直ちに発生するものではありませんが、都市においては少量の火山灰であっても、社会的影響が大きいことが想定されます。よって降灰による被害が発生し、または発生するおそれがある場合、市及び関係機関は連携して対処する必要があります。

これらの状況を踏まえ、大規模な事故や富士山噴火による降灰(以下「大規模事故等」という。)から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、地域防災計画に大規模事故等対策を位置づけ、各関係機関の応急対策を定めています。

◆ 基本方針

国分寺市における大規模事故等に対する基本方針は以下のとおりとします。なお、事故等の種類により、全ての方針が適用されない場合もあります。

- (1) 被災者の人命救助を第一とする
- (2) 各機関の緊密な連携のもと、応急対策を行う
- (3) 二次災害の防止に万全を期す
- (4) 事故現場に「現地連絡調整所」を東京都が設置した場合は、現場における各機関の活動の調整及び相互連携を図る
- (5) 被災者の個人情報に十分配慮する

◆ 対象とする大規模事故等

国分寺市が対象とする大規模事故等とは、当該事故等の発生により人的あるいは物的被害が生じ、または市民生活に大きな影響を与えるものとし、以下に示すとおりとします。

なお、以下に想定されていないものであっても、大規模事故等に類するものについては、この計画を適用します。

種別	想定する事故内容	主な災害・市民生活への影響
航空機事故	○定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の空中衝突・市街地への墜落	▶火災の発生 ▶墜落現場付近の建物倒壊 ▶人的被害の発生 ▶道路被害の発生、付近道路の渋滞 ▶破片の飛散 ▶ライフラインの途絶 ▶学校の臨時休校、施設の臨時休館
鉄道事故	○旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災 ○化成品積載列車からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等	▶火災の発生 ▶事故現場付近の建物倒壊 ▶人的被害の発生 ▶付近道路の渋滞 ▶列車運行停止による帰宅困難者の発生
道路災害	○車両の多重衝突・火災 ○危険物・毒物・劇物・有害化学物質等運搬車両からの流出等	▶火災の発生 ▶ガソリン等の流出 ▶事故現場付近の建物倒壊 ▶人的被害の発生 ▶危険物等の周囲拡散 ▶付近道路の渋滞
ガス事故	○ガス管等からのガス漏えいによる事故	▶ガス漏えい箇所付近における立入り制限や火気使用禁止に伴う市民生活への影響 ▶人的被害の発生 ▶付近道路の渋滞
大規模停電事故	○外的要因等により電力設備が被災し、大規模停電が発生する事故	▶人工呼吸器などの医療機器が使用できないことによる二次災害の発生 ▶信号機や街路灯の滅灯による交通被害の発生 ▶エレベーターの停止に伴う要救助者の発生 ▶電力喪失に伴うライフライン停止等の二次被害の発生 ▶その他電力喪失を起因とする人的被害の発生 ▶列車運行停止による帰宅困難者の発生 ▶電力喪失による行政機関及び企業等の事業継続の停滞 ▶電化製品が使用できないことによる市民生活への影響

種別	想定する事故内容	主な災害・市民生活への影響
大規模断水・水質汚濁	○水道管の破損、漏水等により、市内で大規模な断水が発生する事故 ○浄水施設への異物混入などにより、水の使用が制限される事故	➤乳幼児のミルクなど飲用水を確保できないことによる市民生活への影響 ➤トイレ用水などの生活用水を確保できないことによる市民生活への影響 ➤透析患者など、大量の水を必要とする医療機関への影響
CBRNE災害	○C(化学剤)、B(生物剤)、R(放射性物質)、N(核物質)、E(爆発物)が使用される災害の発生	➤爆発による身体損傷 ➤化学物資による人身被害、健康被害 ➤放射線等による汚染 ➤区域規制に伴う社会活動の低下 ➤学校の臨時休校、施設の臨時休館
危険物等災害	○危険物等の製造・貯蔵・販売・取扱等を行う施設における危険物等の漏えい・爆発等 ○運搬中における危険物等の漏えい・爆発等	➤火災の発生 ➤人的被害の発生 ➤危険物の流出
大規模火災	○多数の者や避難行動要支援者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設(ホテル・デパート、病院、社会福祉施設等)の火災 ○市街地における大規模延焼火災 ○付近住民の避難を要する大規模な林野火災	➤人的被害の発生 ➤建物焼失 ➤ライフラインの途絶
富士山噴火降灰	○市内全域に2～10cm程度の降灰	【降灰に伴うもの】 ➤健康被害 ➤建物被害 ➤交通・ライフライン・農林業・商工業・観光への影響 【降灰後の降雨等に伴うもの】 ➤送電施設のショート等による大規模停電 ➤下水道のつまり ➤灰の重さが増すことによる建物被害

◆ 富士山噴火降灰対策

1 噴火による被害想定

- 本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成 16 年（2004 年）6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とします。
- 東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けるとはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されます。
- 実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化します。
- 噴火の規模及び被害の概要は次のとおりです。

	内 容	
噴 火 の 規 模 等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16 日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被 害 の 原 因	降灰	
被 害 の 範 囲	都内全域	
被 害 の 程 度	2～10cm 程度	
被 害 の 概 要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	送電施設のショート等による大規模停電 下水道のつまり 灰が水を含み重さが増すことによる建物被害

2 予防対策

(1)降灰に関する知識と降灰対策の普及

市民等に以下の情報を発信し、市民の降灰への対応力強化を図る。

- ・気象庁や都が発表する富士山噴火に関する情報
- ・火山灰の特徴(水を含むと固結する等)に関する情報
- ・降灰による社会生活への影響
- ・降灰が水を含んだ場合に起きる更なる問題点
- ・マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の必要性
- ・降灰を屋内に浸入させないための対策
- ・降灰の処理方法
- ・自治会・町内会をはじめとする地域の協力の必要性



(2) 降灰対策の準備

- 関係機関相互の有線・無線・対面等の連絡方法の確立
- 市民への情報伝達手段の確保
- 市民が宅地等から集めた灰を入れる袋について検討
- 降灰の収集・運搬体制(車両の確保含む)の検討
- 市民等から回収した降灰の置き場の確保
- 道路上の降灰状況の調査及び灰の除去方法の検討、資機材の確保
- 下水道が灰でつまった場合の清掃手順の確認、資機材の確保
- 公共施設の降灰除去方法の確認
- 関係機関による降灰対策図上訓練の実施



3 火山灰の収集及び処分

(1) 火山灰の収集・運搬

実施主体	内容
市民 施設管理者	○ 火山灰の収集は、原則として、土地所有者または管理者が行う。 ○ 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。 ○ 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行う。
市	○ 宅地等に降った火山灰の運搬を行う。

(2) 火山灰の除去・運搬

実施主体	内容
市	○ 火山灰の処分については、広域的な処分を含め、都や関係機関と連携して実施する。





国分寺市地域防災計画

(令和6年12月修正)

<概要版>

発行日／令和6年12月

担当／国分寺市 総務部 防災安全課

電話／042-325-0124